

---

平成27年 第4回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成27年12月10日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

平成27年12月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第22号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第4 議案第67号 庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について
- 日程第5 議案第68号 第二次由布市総合計画(基本構想・基本計画)の策定について
- 日程第6 議案第69号 由布市水道水源保護条例の制定について
- 日程第7 議案第70号 由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第71号 由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第72号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第73号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第76号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第77号 市道路線(鋤崎線)の認定について
- 日程第15 議案第78号 平成27年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第79号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第80号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第81号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)
- 追加日程
- 日程第1 請願・陳情について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問

- 日程第2 報告第21号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第22号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第4 議案第67号 庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について
- 日程第5 議案第68号 第二次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について
- 日程第6 議案第69号 由布市水道水源保護条例の制定について
- 日程第7 議案第70号 由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第71号 由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第72号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第73号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第76号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第77号 市道路線（鋤崎線）の認定について
- 日程第15 議案第78号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第79号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第80号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第81号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程
- 日程第1 請願・陳情について

---

出席議員（19名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君  | 2番 野上 安一君  |
| 3番 加藤 幸雄君  | 4番 工藤 俊次君  |
| 5番 鷺野 弘一君  | 6番 廣末 英徳君  |
| 7番 甲斐 裕一君  | 8番 長谷川建策君  |
| 9番 小林華弥子君  | 10番 佐藤 郁夫君 |
| 11番 淵野けさ子君 | 12番 太田 正美君 |
| 13番 佐藤 人已君 | 14番 田中真理子君 |
| 15番 利光 直人君 | 16番 工藤 安雄君 |

17番 生野 征平君

18番 新井 一徳君

19番 溝口 泰章君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（3名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君

書記 馬見塚量治君

書記 三重野鎌太郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	加藤 淳一君	総務部長	梅尾 英俊君
総務課長	衛藤 公治君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	奈須 千明君	防災安全課長	安部 悦三君
会計管理者	友永 善晴君	産業建設部長	生野 重雄君
農政課長	伊藤 博通君	建設課長	大嶋 幹宏君
水道課長	大久保隆介君	農業委員会事務局長	須藤 啓司君
健康福祉事務所長	河野 尚登君	小松寮長	八川 英治君
環境商工観光部長	佐藤 眞二君	環境課長	田邊 祐次君
商工観光課長	溝口 信一君	挾間振興局長	平松 康典君
挾間地域振興課長	首藤 康志君	庄内振興局長	一法師恵樹君
庄内地域振興課長	佐藤 久生君	湯布院振興局長	小野 啓典君
教育次長	森山 金次君	教育総務課長	安部 文弘君
学校教育課長	板井 信彦君	スポーツ振興課長	江藤 修一君
学校給食センター所長	安部美佐子君	消防長	大久保 篤君

---

午前10時00分開議

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長を初め執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人です。長谷川建策議員から所用のため遅参届が出ておりますの

で、許可をしております。

定数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

---

### 一般質問

○議長（溝口 泰章君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め、1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、1番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、1番、太田洋一郎、一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立ちまして、議長、副議長、そしてまた前議長、副議長ということで、御挨拶をというふうに思っておったんですが、後半に、最後に心を込めて言わせていただきますので、少しお待ちいただければというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。質問をしながら考えさせていただきます。

まず、1問目でございます。登下校時の安心・安全について伺います。

近年、登下校時に事故に巻き込まれる事案等々が増加しております。保護者からは危惧する声が聞かれます。そこで、由布市として対策をどのように行っているのか、伺います。

1点目、定期的に通学路の点検を実施していると思うが、どのような方法で行っているのか。2点目、改善点が見つかった場合の対応はどうなっていますでしょうか。3点目、地区P等で保護者の方からの安心・安全対策の要望に対して、どのように対応しているのか、伺います。

次に、2点目、防災士育成についてでございます。

防災に対する関心の高まりとともに、防災士の役割が重要と考え、由布市でも防災士育成に取り組んでおります。具体的には、防災士育成の補助等を実施していますが、現状について伺います。

1点目、予算の枠と希望者の比率はどうなっておりますでしょうか。2点目、消防団分団長以上の経験者は講習とか免除されると聞きますが、防災士の認定に向けた養成等の対応は考えられませんでしょうか。

そして、3点目でございます。観光バス等の受け入れについてでございます。

湯布院町では年間を通じて多くの観光バスが、国内外のお客様を乗せ来町しております。待機する駐車場はあふれんばかりの様相で、訪日される観光客の増加もあり、俗にいうシーズンオフがなくなるというふうな状況に、うれしい悲鳴も聞かれます。

反面、観光バスの増加に伴い渋滞や騒音等の問題も聞かれます。改善に問題のかかる事案もありますが、例えば、駐車中のございますとか、待機中のエンジン音等の対策は即対応可能と考えます。それにつきましてお伺いいたします。

1点目、アイドリングストップ条例というのは制定できませんでしょうか。2点目、有料駐車場に対し、観光振興、環境整備のための協力金等の願いはできないものでございましょうか。

そして、4点目でございます。新規就農支援についてでございます。

現状と問題点及び来年度の動きはどうなっていますでしょうか。

小さな1点目、準備型就農者を受け入れる農業者への対応はどうなっていますでしょうか。2点目、今後、受け入れる農家の方、農業者の方をふやし、就農を目指す新規就農者の取り組む品目の選択肢をふやす目的として、受け入れ農家バンク等を設置することは考えられませんかでしょうか。

以上の4点につきましてお伺いいたします。次からの質問はこの席で行います。よろしく願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速、1番、太田洋一郎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、防災士育成についての御質問であります。防災士の養成及びスキルアップ——技術向上であります——につきましては、県及び市町村が共同出資する組織、大分県自主防災組織活性化センターに依頼して実施しております。費用につきましては、県と市で半額ずつ負担しております。

今年度は、募集40名に対し34名の方が、先月末に実施された防災士養成研修に参加されております。

消防団幹部の防災士認証特例につきましては、日本防災士機構認証委員会の決定で、「消防団員であって分団長以上の階級にある者は、防災士資格取得に係る取得要件が免除され、特例をもって防災士資格認証申請を行うことができる」とされております。

防災士には、防災に関する幅広い知識が必要なことから、防災士養成研修の受講と試験合格を基本としておりますが、防災士のいない地域においては、こうした制度も活用し防災士の養成を検討したいと思います。

次に、観光バスの受け入れについてのアイドリングストップ条例を制定できないかとの質問で

ありますが、平成11年12月、大分県生活環境の保全等に関する条例が制定されていることから、大分県条例の趣旨を踏まえ、環境商工観光部と観光関係者が連携して、運転手のマナーアップの向上を図る啓発などを行うことが必要であると考えております。

また、有料駐車場に対し、観光振興、環境整備のための協力金等の願いはできないかとの質問であります。観光振興への新たな財源確保については、その目的や仕組みなど、観光関係者や事業者との十分な合意形成が必要でありまして、慎重を期すことが肝要であることから、今後につきましては、観光関係者の御意見を十分見きわめてまいりたいと考えております。

次に、新規就農支援についての御質問であります。農業及びその従事者を取り巻く環境は厳しくなっておりまして、そのことが農地の荒廃化や農村景観の悪化、また農村社会の衰退につながるものとして危惧されていることは、全国的な傾向として捉えられているところでございます。由布市におきましても、同様な傾向にあると思っております。

由布市では、地域農業の担い手となる新規就農者の確保、育成を推進し、産地としての安定供給体制の強化と、市場におけるブランド力を高めることを目的に、大分県の園芸戦略品目または農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、由布市が推進する品目の栽培経営技術を、就農コーチのもとで研修する由布市ファーマーズスクールを設置いたしました。

準備型就農者を受け入れる農業者、いわゆる就農コーチへの対応についてであります。由布市ファーマーズスクールにおいて、就農コーチの要件を県指導農業士、または新たな農業者育成のための知識・指導力・経営力及び研修に必要な施設等を備え、指導経験を有する認定農業者であることと規定をしております。

謝金につきましては、研修生1人につき月額2万5,000円の謝金をお支払いするところであります。

さらに、圃場借り上げ料につきましては、研修生への圃場の貸し付けに対し、その施設及び面積に応じて借り上げ料をお支払いいたします。

また、研修生が地域社会に適応できるよう助言・協力するなど、研修生に対する指導や支援につきまして、責務を設けております。

次に、受け入れ農家バンク等の設置についてであります。就農コーチ1名が担当する研修生の数は原則1名と規定しておりますので、複数人の研修生や異なる作目の就農希望者にスピーディーに対応するためにも、就農コーチの要件等を満たす方に対し、ファーマーズスクールに対する御理解を求めながら、就農コーチへの就任を呼びかけ、把握に努めてまいりたいと考えております。

他の質問につきましては教育長より答弁いたします。

以上であります。

○議長（溝口 泰章君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） 教育長でございます。1番、太田洋一郎議員の御質問にお答えします。

登下校時の安心・安全についての①定期的に通学路の点検を実施していると思うが、どのような方法で行っているかにつきましては、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路について関係機関と連携し、必要な対策内容について協議する通学路合同点検会議が実施されました。この会議には、国土交通省、大分土木事務所、大分南警察署、由布市並びに由布市教育委員会が出席し、通学路の安全点検を行ってまいりました。

各学校から危険箇所や安全対策要望箇所を聞き取り、現地を確認し、関係者によって対策が講じられております。会議は年2回実施をされてきましたが、今年度からは由布市通学路交通安全プログラムという組織に発展し、今後は由布市通学路交通安全推進会議を年2回を基本に行い、継続的に安全対策を図っていくこととなっております。

②の改善点が見つかった場合の対応はどうなっているかにつきましては、まずは、市及び市教育委員会で対策を協議し、市で対応できるものについては迅速に取り組んでおります。県道や国道、信号機新設等、関係機関との協議が必要なものについては、先ほどの由布市通学路交通安全推進会議の中で、要望事項として上げていくこととなります。

③の地区P等で保護者からの安心・安全対策の要望に対してどう対応しているかについてでございますが、まず、各学校に連絡をとり、実態を把握しております。

要望事項につきましては、市で対応できるものは市で対応し、それ以外につきましては由布市通学路交通安全推進会議で協議してまいります。最近の例といたしましては、西庄内小学校区の国道210号線の庄内保育園前に、このほど押しボタン式信号機が設置をされましたが、これにつきましても、昨年度の通学路合同点検会議で要望された箇所でございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ありがとうございます。では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目、登下校時の安心・安全についてでございます。

今、教育長のほうから御説明いただきまして、非常にしっかりと取り組んでおられるなというふうに感じておりますが、まだまだその抜け落ちた点等々があるのではないかと。それはなぜかといいますと、その保護者の方からやはり不安の声が幾度となく上がっていくわけです。そして、その点検会議等で見落とした部分の再度その掘り起こしといいますか、そういったことも保護者の方々、そしてまた地域の方々からの声を吸い上げるような、そういった仕組みというのは何か考えられないかというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えします。

確かに学校職員等も毎年入れかわるといことがございます。危険箇所としては、地区では、もう危険だと言われながらも、年々経過をしていく中で、もう慣れっこになってそのままというところもございますし、もう去年上げてたからというようなことで新規に上がってこない。新規に上がってこないというよりも、また次の新しいところが出てというようなことがよくございます。

学校現場は、もうなるべく新年度に、登校班というのがございますが、通学路を、子どもたちでなくて、職員も危険箇所を認識するということが、地区担当等を中心に年度初めには極力子どもたちと一緒に通学路を歩いてみたり、点検をするということをやっておりますし、保護者の皆さんも入れかわる中で、新年度、危険なところはないかというようなことを上げていただき、それを把握する努力をしているところでございます。

本年度もこの市P連からも各学校の危険箇所、通学路の改善要望等をいただいております。ただ、一度になかなか改善できないというのは現状でございますが、危険度、優先順位等をつけながら、年次計画で少しずつ数を減しているというのが現状でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） できましたら、すぐ対応ができるものに対しては、いち早く対応していただきたい。例えば、その歩道新設であるとか、押しボタンの設置であるとか、なかなか費用を伴うもの。そしてまた県、国を巻き込むようなことになると、なかなか時間もかかる、費用もかかるということで、非常に厳しい問題がございますけれども、例えば、その市道にしまして白線といいますか、歩道と車道を分ける、歩道の意味合いではない場合、例えばその境界線を引く白線でさえ消えているところがあるわけです。そういったことは、例えば警察と協議しながら、建設課も巻き込みながら早目早目に白線等の再度引き直しと、そういったことは取り組めるのではないかなというふうに思うんです。

というのが、最近、特に湯布院地域でよく目にすること、そしてまた耳にすることでよく聞かれるのが、訪日客の方々のレンタカーの運転が非常にふえているんです。下手をすると、わナンバーのレンタカーの3分の1ぐらいは訪日客ではないかというふうに思えるような時期もございます。

何が心配かと言いますと、例えばその交通ルールが少し違う方々も、もちろん国際免許をとられながら運転しているわけですから大丈夫なんですけれども、ただ、ちょっとしたことのきっかけで思わない動きをする方々もおられます。我々、町内で運転しておりまして、目の前にそういった車が通行する場合、急に曲がったり、急にとまったり、そしてまた、とても左側通行という

のが慣れてない方もおられる場合がございます、そういった車両に巻き込まれたりする可能性があるのではないかと、あとは、カーナビゲーションの普及によりまして、日ごろ、今までであれば観光客の方が必ず——必ずということはないんですけども、入ってこなかったような道路に裏道検索でどんどん入ってくる。そういったところがスクールゾーンになってたりするわけです。そういったことも踏まえまして、例えば白線の引き直しであるとか、そういったすぐできることはすぐ対応していただきたいというふうに思うんですけど、いかがでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えします。

今、議員御指摘の分につきましては、私も現場の中で非常にそういうことを痛感してきたところでございます。

ただ、白線等につきましては、要望を上げた中で本当に素早く対応していただいたということもございまして、そういう現場をやはり確認して、危険性をそれぞれの学校等で訴えていくということが必要になるんじゃないかなというふうに思っていますし、最近では、白線だけでは非常に目立たないということで、グリーンゾーンであったり、レッドゾーンといいますか、オレンジのそういう、また識別ができるような対応もしていただいております。非常に今事故も、車にはねられるというよりは接触といいますか、横を走っててかばんにひっかかったとか、そういう例も非常に多うございまして、非常に狭い中を通学している。そして車が非常にぎりぎりを通っているという、そういう多くの通学路がございまして、今御指摘のような点については、さらに注意しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも対応をお願いしたいというふうに思っております。例えば、湯布院地域であります、川北地区、自衛隊の官舎がございましてけれども、久大線の線路沿いの道路等は白線等々がもうない、消えているというようなところもございまして、川西校区であれば、南由布駅から川西小学校に行くまでの間、210号まで出ると歩道はあるんですけども、それまでの間、非常に心もとない部分がございます。特に踏切を通過するというふうなところも非常に危ないような箇所がございますので、そういったところも——もちろんプログラムといいますか、そういった中に入っていると思うんですけども、そのところはさらにチェックされて、対応していただきたいというふうに思っております。

やはり子どもたちの未来というのを考えたときに、学校でしっかりとした教育を受けるということは、もうこれは権利でございましてけれども、その一丁目一番地の通学路、要は、学校に行くまでの間の危険というものをいち早く取り除いてあげるといことは、非常にやっぱり大事なことだと思いますので、そのところの対応をぜひともよろしくお願い申し上げまして、次の質

間に移らさしていただきます。

続きまして、防災士育成についてでございますけれども、今年度40名で、34名の受講があったということで、やはり近年のいろんな防災といいますか、そういったことも含めながら関心が非常に高くなっているわけです。

そういった中で、なぜこの質問を上げさしていただいたかといいますと、特にその2点目の消防団分団長経験者、これは講習等が免除になるということで、即戦力としてやれるというふうに思っております。同僚議員の中にも、先輩議員の中にも分団長経験者がおりますけれども、分団長としての消防活動の中で、例えばその訓練の中身を考えたり、そういったこともやっておりますので、非常に現場を踏んだキャリアというのは防災士として役立つと思っております。

で、今議会にかけられております由布市の第2次総合計画の中に防災士の欄、6ページでございますけれども、地区数でいいますと、現在が69地区、30年度には150地区というふうにしてございます。これに向けて、例えば具体的にどのような形をとってこの150名というのを達成しようとしているのか、もし何らかの計画等がございましたら教えていただきたいんですが。

○議長（溝口 泰章君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

総合計画の目標を達成するに向けては、私たち今現在行っています大分県の自主防災組織活性化センターが行う研修を受けていただいて、防災士を養成するというのが今のところの考え方でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 具体的にどういうふうに150地区に配備するかというところが、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに思うんですけれども、やっぱりいろんな地域、地区から、過去、消防団の分団長さん等々配置されておりますので、こういった方々、OBの方々も含めまして防災士認定に向けて、防災士養成をするということで、防災士となれば、その地区、その地区に必ずおられるわけですから、非常に心強い防災士の役割を果たせるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、その防災士育成の枠でございます。今年度40名中34名ということで、若干の欠員が出ておりますけれども、できたら、消防団の経験者、分団長以上さんの防災士育成というのは別枠を切って、例えば一遍にというのはなかなか厳しいんですけれども、1年に例えば5名ずつであるとか、そういった人数の区切りをしてでも、計画的に認定に向けて養成していくということは可能でございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） お答えいたします。

可能だと考えておりますし、ぜひそういう方向で防災士の養成を図っていきたいと考えております。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひともお願い申し上げます。やはり消防団の経験というのは非常にやっぱり大きなものがございまして、何度も言うように、現場を踏むということはこれはいろんな座学よりもためになる、そしてまた地域の実情も把握しておられる存在の方々でございまして、ぜひとも計画的に順次育成していただけるように働きかけをしていただきたいというふうに思っております。

そして、何とか第2次総合計画の中のその150地区が平成32年といわず、早い段階に達成できるように御尽力いただければというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、3点目の観光バスに移らさせていただきます。

観光バスの件でございますが、これも同僚議員の野上議員さんが質問されておりましたけれども、やはり非常にこの数年特に多くなっております。

それで、いろんな方々からの声といいますか、中には、これはもう交通というよりも、これは観光公害じゃないかというふうな声も出ておることもございます。というのが、なぜそのアイドリリングストップ条例を制定できないかというふうに質問したのは、例えば夏場でありますとか、そういったときに近くで観光バスが何台も駐車する駐車場があるんですけども、そこで待機するバスが例えば2時間、3時間の自由散策で、お客様をおろされて自由散策する間、バスはエンジンをとめてしまうと冷房がかけられないということで、お客様が戻られたときにバスの中が暑いじゃないかというふうに言われて、怒られる、注意されるという不安もありまして、とにかくエンジンをかけっ放しにするわけです。

そういった中で、周り、近隣の人たちは、排気ガスと、あと騒音の問題、これ非常にやっぱり苦慮されるということでございますので、確かに啓発ということでは必要だというふうに思うんですけども、やはりその啓発ではなかなか浸透していかないんじゃないかというふうに思っております。これを啓発ではなくて、もう一つ上に上げた条例ということで、例えばもう常にエンジンをとめておけというわけではなくて、例えばその前後30分間ぐらいはエンジンをかけてもいいですよと。ただ、それ以外はエンジンをとめてくださいと。そういった条例というのは制定できないものでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 環境課長。

○環境課長（田邊 祐次君） 環境課長でございます。お答えいたします。

先ほど市長の答弁にございましたように、市と関係者が連携しまして、啓発活動を行っていくということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 確かに啓発していただきたいんですけど、なかなか経済優先でございますので、旅行者の方、もしくは観光バスを運転される会社の方々はどこが一番気を遣うかという、乗降されるお客様のことを考えてということでございますので、なかなかその啓発を行っても守っていただけないのではないかというふうに思うんです。やはりそのゾーン指定をしても、この区域はこういう条例がございますよと。例えば湯布院全体をと、由布市全体をこの条例でくくるということではなくて、ゾーン指定をした中で、もう大体そのゾーンを指定される場所というのは課長の頭の中に多分浮かぶと思うんですけども、そういったゾーン指定をした中だけでも条例制定をしながら、そのアイドリングストップ条例というのを考えてはいただけないかなというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 環境課長。

○環境課長（田邊 祐次君） お答えいたします。

先ほど来言っておりますが、市長の答弁の中にごございましたように、もう大分県が条例を制定しておいて、その趣旨に従って由布市も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） その県条例があるのであれば、由布市の条例もあってもいいんじゃないかなというふうに思うんです。その条例を制定する。なかなかやっぱり厳しいということであるならば、例えば、啓発活動を行いながら、別の策も講じるということも必要になってくるかと思えます。

というのが、その観光バスの、要はプールする、とめる場所というのが今ちょっと問題になってございます。これを例えば少し郊外に下げていくと。乗降はさせるけれども、乗降させた車は、例えば、野上議員もおっしゃっておったように道の駅であるとか、例えば由布岳の麓に市有地がございまして、そういったところにストックさせる、待機させるということは可能であると思うんですけども、そういったお考えはどうでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長でございます。

先ほどからる議員さん言われますように、先般の野上議員さんのお話でもそうなんですけれども、大型バスを区域指定ということも含めながら、交通環境、それからアイドリングストップ条例を、仮にそういうルールをつくりましょうということで御理解をいただいて設定をした。そうしたときに、じゃ、そこにエンジンをかけている車の指導・監督は誰がするのか。そして、みんな守っていくような普及啓発といいますか、意識の醸成だとか、いろんなものをしますと、

いましばらくお時間をいただいて、今、議員さんが言われますように、そのバスのプール、要するに駐車場だとか、交通環境だとかも総体的に少し調査をさせていただければと思っております。  
以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも検討していただきたい。そしてまた、実施に向けて進めたいというふうに思っております。こういうアイドリングストップ条例というのが、例えばできたとしましょう。そうなった場合、かなりインパクトがあることだと思います。

そういったことで、インパクトがある中で、各旅行者等々がそういったことなんだなというふうに、由布市はそういうところなんだなと、そこまで環境に配慮するところなんだなというところでPRもできるのではないかなというふうに思っております。

今、部長言われたように、そういった仕組みも含めて考えたいということでございますけれども、通告の中には含まれておりませんが、平成15年、これ湯布院時代でございますけれども、くらしのみちゾーン事業というのがございました。これは交通社会実験をもとに、それをまとめた事業、くらしのみちゾーン事業というのが湯布院町時代にはございまして、この中にも、パークアンドライドとか、いろんなヒントがちりばめられております。あえて研究するのではなくて、これをもう一度引っ張り出して、この中から取り組めるものは取り組んでいく。そういったことはできないものでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。

先ほど市長答弁にありましたように、環境商工観光部で観光関係者の皆様とということで、今、議員が申されますように、抑制をする、規制をする、すばらしい環境をつくるという環境課と、今、偶然にも部が同時でございますから、商工観光、お出でになるお客様の相手をする商工観光という部署がございます。ですから、その環境商工観光部、それから観光関係者の皆様等を含めまして、そういう過去のくらしのみち計画等々を含めて、いましばらくお時間をというのが先ほどの答弁でございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） わかりました。せっかくのすばらしい計画がございますので、これをどんどん参考にさせていただいて、これをそのまま由布市で引き継げというのはなかなか厳しいかもしれません。かなり予算を伴うものだというふうに思いますけれども、すぐできるもの、そしてまた少し頑張ればできるものというのはどんどん取り入れていただきたいというふうに思っております。

次に、環境整備、観光振興のための協力金と、なかなかこれは厳しいことだと思います。非常に難しい問題だと思うんですけども、何が言いたいかといいますと、やはりこういった協力金、なかなか駐車場利用税みたいなものはなかなか取れない。税としてはなかなか取れないということであるならば、利用料ということで、例えば年間に1枠幾ら、大型バスの場合1枠幾らというふうな協力金を、有料駐車場の事業者にお願いするというのは、これはやっぱり難しいことなのでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

湯布院の観光ゾーンの環境整備としての財源確保の必要性は十分認識をしております。今後、観光関係者の皆様、地域の住民の皆様と十分協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 先ほど、先日の太田正美議員さんの質問の資料の中に、入湯税等がございました。宿泊されるお客様からはしっかりと税金をいただくということで、いろんな環境整備であるとか、そういったことには使われるわけでございますけれども、やはり団体客ではございますが、そういった車両をとめた、プールするところにも、やはり税ではなくて、料ということで少しでもお支払いいただければと。

これはなぜかといいますと、特に団体客のお客様の多い時期というのは、例えば公衆トイレであるとか、そういったところは非常にやっぱり混み合うという部分がございます。そういった維持管理費を少しでもこういう形で補っていければというふうに思っております。

というのが、湯布院を散策される団体のお客様で、例えば宿泊されるお客様を比べた場合、例えば湯布院町内でどれぐらいのお金が落ちるんだろうというふうに考えたときに、やはりその宿泊されるお客様以上のお金がなかなか落ちないというのが現状でございます。下手をすると、なかなかお土産も買ってこないというふうな現状がございます。で、置いていくのは、ごみと尿というふうなこともございまして、そういったことも踏まえまして、やはりこういう協力金といいますか、そういったものをいただくことも必要ではないだろうかというふうに思うんです。

まして、その有料駐車場を運営されております会社、由布市内に事業所があるというところは意外と少のうございます。個人でやられている方はもちろん由布市で税金は落ちるんですけども、例えば全国的にやっておられますチェーンであるとか、そういったところが観光地でしっかりもうけながら何も落としていかないということも、個人的な思いでございますけれども、少し歯がゆいものがございます。

やはり観光振興というものは、皆様から協力していただいてさらなるよい観光地をつくってい

くということも踏まえまして、今後その関係者の方々と協議する中で、例えば駐車場利用料をお願いしたり、例えば自動販売機を設置した場合の自動販売機設置料みたいなものが、何か手だてを打てるようであれば打っていただきたい。河川等々を見ると、空き缶のポイ捨てはかなりやっぱり目立ちます。我々商店街も月に1回、大分川上流のほうを掃除するんですけども、一番目につくのが空き缶です。その空き缶をよく見ていくと、大体捨てられたところから200メートルから300メートル圏内の自販機で買われた缶なんか捨てられている場合が多いわけです。そういったことも踏まえて、いろんな手だてがあると思います。非常に難しい問題等々ございますけれども、こういったこともひとつ観光振興、そしてまた景観保全等々に少しでも反映できるような御協力をいただくということも必要ではないかなというふうに思っておりますし、まして、前回、前々回でもそうですけれども、公衆トイレ等設置をということでお願い申し上げております。そういったことの手だてといたしますか、費用面でも少しでも役に立つようであれば助かるかなというふうに思っております。

ちなみにシルバーウイークに、湯布院の児童公園という公園がございまして、そこに公衆トイレがございまして。その公衆トイレで1日当たりのトイレットペーパーの使用量、これが190ロールを補充したそうですが、190ロールでも足りないということがございます。実際その190ロールの使用された形跡があるのかということで、例えばごみ箱であるとか、そういったところを管理されている方に少し調べていただきましたら、到底190ロールの芯はございませんでしたと。持って帰られる方がおられるわけです。そういった状況の中で、少しでもやっぱりそういった維持管理を捻出していくということも重要ではないかなというふうに思っておりまして、今回この質問をさしていただいております。

ですから、担当課も非常に厳しいといたしますか、難しいことだと思いますけれども、御尽力いただければというふうに思っております。

また、何とか公衆トイレ設置も、今回出しておりませんが、新年度の予算措置がされることを願ひまして、次の質問に移らさせていただきます。

それでは、新規就農でございますけれども、非常に新規就農、由布市は頑張っておられるというふうに思っております。特に準備型の新規就農者というのは、これなぜこういう質問をするかといいますと、先般、農政課の課長にちょっとお時間をいただきましてお話をさせていただいたんですけども、私の長男坊が急に農業をしたいと言い出し始めまして、それがなぜかといいますと、事あるごとに将来の話、例えば由布市の話等々をする中で、農業は大変やけど、おもしろそうやなあ。もちろん本人は玖珠農業高等学校という学校を出まして、若干の経験はあるんですけども、本腰を入れて農業をやってみたいと言い始めたんです。

私も産業建設常任委員会の委員としていろんな新規就農の方々が目指せるように、担当課頑張

ってふやしてくださいねとけつをたたくというのはおかしいんですけども、そういったお願いをする中で、まさか、その——まさかといいますか、自分の息子からそういうふうと言われると、おお、頑張ってやれ、頑張ってやれということが、なかなか親心で言えない部分がございます。もしそうなった場合に、今やっております仕事をもちろんやめて、やるわけですけれども、その年収の半分以下、例えば準備型に入った場合に半分以下になるんですけども、その現状の中で、実際、課長、どうなんでしょうかとということで、時間をいただきまして御説明をいただいたんですけども、そんな中で、課長から説明をいただいた後、ふと考えたときに、例えば、うちの息子とか、そういったことではなくて、新規就農を目指そうとする若い人たちが今から出てきたときに、どういうふうな品目を、どういうふうな形で教えていくのか。そしてまた、そういった農家に配備するのかと。

で、こういったことがやりたい。例えばシイタケをやりたいというふうに思った新規就農希望者がいた場合、例えば、それから受け入れ農家を探すというのは、なかなかその時間のいとまいいいますか、それがもったいなというふうな気がいたしまして、例えば由布市内で畜産も含めましていろんな農家がございます。もちろん認定農業者の方というのが限定でございますけれども、そういった方々の中の掘り起こしというのをしっかりやりながら、いつでも、こういった品目をつくりたいという若者に対しての選択肢をふやしていくということも大事なんですけれども、そういった準備をする、そういった受け入れ農家の集積といいますか、そういったことができれば非常にスピーディーに取りかかれるのではないかなというふうなことをふっと思ったものですから、今回この質問を入れさせていただきました。

実際、課長、どうなんでしょうかと。そういったことというのは可能でございますでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。お答えをいたします。

先ほどもそうなんです、市長のほうからも答弁をされましたように、今、議員さんがおっしゃるように、希望されてすぐスピーディーに対応したいというふうに私どもも考えております。

そのためには、やはり前もってこの就農コーチと申しますか、受け入れ農家の方々を事前にやはり登録制度というのはちょっと、規定というか、表現的にどうかという、まだ私どもも確定はしていませんけれども、事前に把握をしておく、そういうことが必要ではないかというふうに私どもも思っております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ありがとうございます。何度も第2次総合計画を出すんですけども、この中で、この20ページにありますように、新規就農者の要は目標数値です。これが、

例えば相談件数3件から30件、就労者5人から年25人というふうにされておまして、これだけやっぱり目標を掲げておられるわけですから、やはりそれはすぐに対応できるような準備をするということが必要だと思うんです。

うちの息子なんかとも話すんですけども、意外と若い世代というのは、農業というのはもちろん大変だということは踏まえておる中で、非常に夢が持てる仕事だというふうな捉え方をするんです。もちろん漠然と農業が夢が持てるんだという、現実を知らないままでそういうふうにいるわけではなく、例えば高校の同級生が九重のほうで農業をやっているという話を現状やっぱり聞くわけです。そんな中で、そういった環境の中で、大変やけどもやってみたいという思いが生まれるわけです。やっぱりこういう若い世代をしっかり育てていく。そしてまた、しっかり受け入れていくということが非常に大事になるのではないかなというふうに思うんです。そんな中で、ぜひともこの第2次総合計画の中の目標値というものを達成していただきたいというふうには思っております。

何度も申しますように、早急に受け入れ農家の集積といたしますか、それをやっていただきたいというふうには思うんですけども、これ、例えば来年度あたりの取り組みとして可能でございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

それで、さて何人が必要なのかということろまでは、ちょっと私どももそこまでは想定をしておりますが、この受け入れ農家の要件といたしまして、指導経験、それから研修に必要な圃場、もろもろの条件を備えた認定農業者という決まりがございまして、で、そういう方々の条件といたしますか、そういう方々をピックアップし、そして、そういう方々に了解をいただきながら進めていかなければというふうに考えておりますので、こちらといたしましても、そういう作業にはすぐ取り組むつもりではございますが、いつまでに何名というようなことは、ちょっとこの場ではお控えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） そうですね、確かに非常に難しいことだと思います。ただ、この認定農業者になっていただけるといいますか、認定農業者の育成といいますか、それもしっかりとやっぱり仕掛けていく必要があると思うんです。認定農業者になりたいという農家の方を待つのではなくて、こういった制度がありますよということで、こちら側からしっかりと認定農業者に対しての理解を深めていただいて、認定農業者としてそういう資格を得ていくということは非常に必要になっていくと思いますし、これがまた由布市の中の農業活性化という部分につながっ

ていくというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

それと、第2次総合計画の中で推進体系という表があるんですけども、僕は、この中に例えばワンクッション入るような、行政と例えば就労支援であるとか、そういった方々の間にNPOが入るべきではないかなというふうに思うんです。NPOというのが、例えばそういった認定農業者になっていただけるような例えば喚起をしたりとか、そういったことも踏まえて、ワンクッション入った中での作業といいますか、そういったことも必要ではないかなというふうに思うんですが、もちろん、農政課がやるというのは非常に重要だと思うんですけども、なかなかやっばり抱えた仕事が非常に多い中で、なかなかそこまで手が回らないというふうな現状もあるやもしれません。そういった中で、そういうNPOがあれば、そういったNPOをかませしっかりと回していくというふうなことは考えられないのかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

大変申しわけございません。総合計画の中にあるそのNPOとしての構想が、ちょっとまだ理解ができておりません。そのことに対しましての答弁としましては、ちょっと御容赦願ひたいと思います。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 済みません。突飛なことで非常に困惑されているのではないかなというふうに思いますけれども、また委員会等で時間があれば、この辺のところのお話をさしていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、全体の今回質問した中で、やはり若い人、そしてまた子どもたちの将来ということも踏まえながら、質問をさせていただきました。

そしてまた、皆さんが快く、気持ちよく訪れる方に対して接することができるような手だてもということで質問させていただきました。あっち行ったり、こっち行ったりで非常に申しわけない質問でございましたけれども、御容赦いただきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、前議長、工藤議長、前副議長太田正美さん、本当にお疲れさまでございました。特に工藤議長におかれまして、私、新人議員でございまして、非常に時には厳しく、時には優しい言葉をかけていただきまして、本当にわからない中、指導していただいたということで、本当に感謝申し上げます。残り2年間、しっかりとまた議会の陰の長としてしっかりと頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。

そしてまた、前議会運営委員長の生野議員さんにも非常に議会運営、しっかりと取り組んでいただきまして、まことにありがとうございました。また、新議会運営委員長の佐藤郁夫議員さん

には頑張っていたきたいというふうに思っております。

そしてまた、新議長の溝口議長、そして、新副議長の新井議員には、ますます議会活性化に向けて頑張っていたきたいというふうに思っております。

それを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、1番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

.....

○議長（溝口 泰章君） ここで、暫時休憩します。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

次に、9番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 9番、小林華弥子です。一般質問も最後になりました。議席番号がやっと2桁に上がったのが、また戻りまして9番になりましたが、よろしく願いいたします。

議長、副議長、議会構成がかわりました。前議長、副議長にはいろいろイレギュラーな議会運営が多かった中、大変お世話になりました。

また、新溝口議長、新井副議長には今後2年間よろしく願いしたいと思います。

では、早速質問に入らせていただきます。大きく4項目質問いたします。

まず、1点目、組織再編の進捗状況と協働のシステムづくりについて。

組織再編計画の進捗状況は、再編後の課の業務整理、地域振興局と本課との業務の振り分けはどこまで進んでいるのか、お伺いします。

また、部を廃止するということですが、その具体的に部の廃止や新体制の稼働は、具体的にいつから、どのように行うのでしょうか。

それから、協働のシステムづくりはどこまで進んでいるのでしょうか。再編された新組織の中でこの協働のシステムはどのように位置づけているのでしょうか。

2点目、飲用井戸等の掘削許可の取り扱いについて。

これは、ちょっと技術的なことなんですけども、平成25年4月に施行されました由布市飲用井戸等衛生対策要綱というものと、それから、旧湯布院町時代から湯布院町地域に適用されておりました飲用井戸等衛生対策指導要綱というものがありますけども、この2つの要綱の整合性はどうなっているのでしょうか。

特に、潤いのある町づくり条例第36条に規定されている基準というのは、どちらを使うのでしょうか。また、この基準とこの条例施行規則第3条と兼ね合いはどう扱っているのでしょうか。

大きく3点目、挟間のミニポートピア事業のその後について。

ミニポートピア建設問題はその後どうなっているのでしょうか。また、その後、別府から上がってきている反対や懸念の声について、由布市としてどのように対応したのでしょうか。

また、今後、別府市及び大村市の意向は、今の状況はどういう状況でしょうか。また、両者、別府市や大村市と再協議する可能性はありませんでしょうか。

4項目め、小規模特認校制度の運用についてお聞きをします。

市内に石城小学校と塚原小学校2校が小規模特認校に指定されていますが、現在、この特認校制度の利用状況、また、これまでこの制度をどう運用してきた実績があるか。また、この制度を利用したいという希望者の実態はどのように把握しているのでしょうか。今後、この制度をどのように活用、運用していくのか、お伺いをいたします。

再質問はこの席でさせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 一般質問も最後になりました。9番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、組織再編の進捗状況と協働システムづくりについての御質問にお答えします。

組織再編計画の進捗状況につきましては、本年度に入りまして、組織再編計画に基づく条例改編及び事務分掌表の作成を進めるため、まず5月28日に、従来の条例検討部会を構成した総務部長を中心に、総務課、人事職員課職員による条例改編協議を行い、関係事務のスケジュール調整を行ったところであります。

また、6月16日の部局長会議に、職員向けの改訂版を会議に付し、職員説明会を6月29日から7月1日にかけて、3庁舎でそれぞれ開催をいたしました。

その後、事務作業の推進を図るため、各課に事務担当者を選任し、事務分掌表の作成業務を行った後に、条例変更作成業務へ移行していくよう、調整を進めているところであります。

再編後の課の業務整理、地域振興局との業務の振り分けにつきましては、行政組織再編計画に添付の資料編の「各課における振興局との業務調整」及び「振興局・地域振興課と各本課の係ごとの事務分掌」によって調整を行っているところであります。

部の廃止、新体制の稼働につきましては、現在、建設しております増築棟が平成28年5月末に完成予定となっておりますので、各課の書類や事務備品の移動は6月以降になると考えております。

そのことから、一日も早く本庁舎方式や新体制での地域振興局の運用を開始したいと考えておりますが、本格的な事務体制は7月中旬ごろと見込んでおります。

協働のシステムにつきましては、第2次由布市総合計画では、まちづくりの目標の実現に向け

た基本理念として、連携と協働、創造と循環を掲げております。

協働につきましては、由布市内のみならず、由布市外の広域連携も含めた体制を構築するとともに、行政だけではなくて、市民、企業、団体など、さまざまな主体の取り組みや得意分野を生かした協働によるまちづくりが重要だと考えております。

市民一人一人による創造的な取り組みが相互に連携、協働することにより、由布市のまちづくりを発展的に進め、まちづくりの好循環を実現していきたいと考えております。

そのためには、市民の皆さんや企業、団体等と行政の役割分担を明確にした協働のルールづくりが必要であります。

新組織のスタートに合わせて、サービスの公平性、妥当性などさまざまな考察を行いながら、協働の可能なサービスを研究した上で、新しい行政のあり方として、協働のまちづくり指針を策定し、協働に関する考え方を示すとともに、地域内分権の新たな仕組みを検討して、住民自治活動との密接な連携づくりに取り組む必要があると考えております。

次に、飲用井戸等の掘削許可の取り扱いについてであります。由布市飲用井戸等衛生対策要綱は、由布市全体の指導要綱でありまして、飲用井戸等衛生対策指導要綱は、潤いのある町づくり条例の第36条、地下水の採取に規定されている別に定める基準でありまして、同条例施行規則第3条による適用対象の事業を、同基準により運用するものであります。

次に、ミニボートピア事業のその後についての御質問であります。平成26年4月30日に、由布市と大村市との間で、ミニボートピア由布の設置に関する協定の締結を行いました。

大村市では、ミニボートピア建設の許認可に必要な地元の同意、市町村長の同意、市町村議会の反対議決がないことの3つの要件が整ったことから、都市計画法に基づく開発行為許可申請や森林法に基づく林地開発許可申請などの手続を進めているとのことであります。

また、建設予定地に隣接する別府市の関係地域への事業説明を行う中で、さまざまな課題や問題が浮上したことから、その課題の解決に一つ一つ丁寧に協議を重ねているとのことで、これからも誠意を持って協議をしていきたいとのことであります。

これまで由布市では、ボートピア建設に対する積極的な対応や対策に取り組んできてはおりません。

が、しかし、大村市へは懸念を抱いている方々の不安の解消と御理解に努めるよう、要請をしているところであります。これからも誠意ある協議の要請を行いながら、推移を見守っていききたいと考えております。

以上で私からの答弁を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） 教育長でございます。9番、小林議員の御質問にお答えいたします。

小規模特認校制度の運用についての①市内に2校ある小規模特認校で、この制度の利用状況、これまでの制度の運用実績及び制度の利用希望者の実態はにつきましてでございますが、小規模特認校は、石城小学校と塚原小学校の2校となっておりますが、現在は、石城小学校にのみ本制度を利用して在学している子どもたちがおります。人数で申しますと、1年生が2名、2年生が3名、3年生が2名、4年生が1名、5年生が1名、6年生、1名の合計10名となっております。全校の生徒数は42名でございますので、その中の10名ということになります。

本校を選択した理由といたしましては、なれ親しんだ友人がいる。少人数で伸び伸びとリーダーシップを育んでほしい。兄がいる。放課後の面倒を見てくれる祖父母がいる。校風が気に入っている。小規模で、自然豊かな学校で伸び伸びと育てたい。本人に特性があるので、少人数できめ細やかな教育を受けさせたい。このような理由が保護者からのお話の中で上げられております。現状としては、どの子どもたちも学校になれ親しんで、元気よく生活していると報告を受けております。

今後、この制度をどのように活用・運用していくかにつきましては、この制度の詳細は、今、由布市のホームページや2校のホームページに掲載をしております。特に石城小学校では、挾間町内の回覧板等を通じて本制度を説明する取り組みを今行っているところであります。

今後、この特認校の趣旨に沿った利用する子どもたちがふえ、児童数が増加をしたり、適正規模の維持につながっていけばというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） ありがとうございます。

では、再質問に入りたいんですが、1項目めの組織再編と協働については、これだけやっても三、四時間ぐらいかかってしまうので、ちょっと後にさせていただいて、残った時間で行けるところまで行きたいと思えます。

2番の飲用井戸の掘削の取り扱いについて、再質問させていただきたいと思えますが、実は、この指摘事項は、私が今急に言い出したのではなくて、2年前に、退職された前の議員、同僚議員が指摘をしていらしたことでした。

それが、その後、対応されていなくて、市民の方から、前、議員さんが指摘した後、どうなったんでしょうかということで指摘されて、取り扱わせていただきました。

技術的なことなので、一般質問でわざわざ取り上げることもなかったかもしれませんが、以前の議員さんの指摘もありましたので、あえてここで聞かせていただきたいと思います。

2つの要綱があるということで、資料をお配りさせていただいておりますが、まず1ページめにAと書いてありますが、これが条例36条の規定による技術的基準ということで、湯布院町の

潤いのある町づくり条例の第36条を受けての基準ということで、飲用井戸等衛生対策指導要綱。

それから、1枚めくっていただいて2ページ目です。これが由布市飲用井戸等衛生対策要綱。これは平成25年の4月1日に作成された、市長が答弁された市全体に適用される要綱だと。

要するに、その飲用井戸等衛生対策要綱と、同じような名前の要綱が市内に2つあって、適用範囲が違うというようなことなんですけれども、実は、このAのほうの指導要綱が、今回の質問を出すまで湯布院町の潤いのある町づくり条例の中から抜け落ちてたということだったんです。

このBのほうだけ残っていて、Aのほうは、もうなくなっていたということだったので、私は質問で旧と書いたんですけども、これ、抜け落ちてた。今は両方生きているのかどうか、そこら辺、ちょっと確認をしたいんですけども。

○議長（溝口 泰章君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。私のほうから、この質疑に対しますところの指導要綱についての御報告をさせていただきたいと思います。

小林議員さんの資料でございますAにおきまして、事務調整を行ったところ、由布市のホームページに掲載をしております条例のダウンロードができるPDFの中で、75、76ページというものが抜け落ちているということがわかりました。

で、速やかに修正を行わせていただいたところでございます。今後、そのPDFに誤りが起こらないような再発防止に努めますとともに、おわびを申し上げます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 今、部長が言われたように、抜け落ちてたということです。この1ページ目のところを横にさせていただくと、下に75、76とページ数が振ってあって、要するに何かというと、これなんです。潤いのある町づくり条例のこの冊子、この冊子の75、76ページが丸々なくなっていたということを、これは市民からの指摘があって、私は質問させていただいた。今、部長が抜け落ちてたことを認められて、今、戻されているんですね、今の時点で。

これ抜け落ちてたというのは、要するに、あれですか。いつから抜け落ちてたのかよくわからないんですけど、廃止されてたということなんですか。それも、あったけど、たまたま抜けてたというだけの解釈なんですか。

○議長（溝口 泰章君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） お答えいたします。

PDFには掲載というような誤りがあったんですけども、指導については何ら環境課のほうでやっていくということで、そういう事務の支障においては何らございませんでした。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） わかりました。とりあえず戻していただいたということで、ここはちょっと一安心したいと思います。

今後、Aのほうは湯布院町の町づくり条例を受けて。で、Bのほうは市全体だということなんですけれども、これ同じ名前の指導要綱が2つがあって、これ整合させるようなことはしないのかどうかということが1点と、それから、環境課がこの指導要綱を持っているというふうに認識しているんですが、ただ、潤いのある町づくり条例は、これは都市・景観推進課の所管だと思うんです。

Aのほうは、都市・景観推進課が持っている潤いのある町づくり条例36条による基準として設定されているんですが、この都市・景観推進課と環境課のその2つの課のこの要綱の取り扱いです。そこは課の中でどういうふうになっているのか、教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 環境課長。

○環境課長（田邊 祐次君） 環境課長でございます。お答えいたします。

まず1点目の今後、ホームページに掲載した後、その2つの要綱、片方は由布市全体、由布市飲用井戸等衛生対策要綱です。もう一つは潤いのある町づくり条例の中の要綱で、飲用井戸等衛生対策指導要綱、2つございます。

これに関しましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、今後、本来の目的を充足しました、また整合性を図りまして、一本化に向けて要綱を策定してまいりたいと思っております。

また、この飲用井戸等に関係します担当課としましては、私ども環境課でございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） よくわかりました。今後、一本化するということなので、一本化したときに、市全体を対象にした一本化した要綱を1個つくって、それを町づくり条例にひっかかるものについては、その一本化した要綱を第36条に基づく技術的基準として充てるという理解でよろしいんですね。うまく整合さしていただきたいと思います。

というのは、具体的に言うと、Aのほうの要綱は、これ対象が例えばボーリングなんかのときには、口径100ミリ以上のものだけが適用になっていて、100ミリ以下のものが適用になっていない。ただ、そのかわり、全て届け出をさせなきゃいけないということで、届け出用紙が出ていると思います。

Bのほうは、これ届け出はしなくてもいいかわりに、100ミリ以下のものも全部対象になっているということだと思うんです。だから、その一本化したときに、100ミリ以下のものも何

もかも全部届け出をさせて、指導するようにするのか、どうか。そこら辺、技術的なことだと思うので、今後、十分精査をして、いい形で整合させていただければというふうに思います。

次に移りたいと思います。

ミニポートピア事業についてですが、昨年の4月に協定を締結をして、その後、進んでないのが実態だと思います。市長も言われましたけど、その後、別府のほうから、下流域に当たる別府のほうの住民から非常に懸念と不安の声が上がってきていると。お配りさせていただいた資料にも、去年の9月に夕刊の1面に大きく取り上げられております。

その裏をめぐっていただくと、これ、別府市のほうから上がってきた要望書です。別府のほうは、地元16自治区の自治会長さんが連名で、こんなものを勝手につくられたら困るということで、大変難航しているというふうに思いますけれども、当時、もちろん由布市がこのミニポートピアを設置するかどうかということは地域を二分し、また、議会の中でも大きく議論が分かれましました。地元市民の方から建設に賛成するのと、反対するのと、両方の陳情が出されるというような、非常に地域を二分し、議会内でも大きく意見が分かれたのは記憶に新しいところだと思います。

ただ、そういうことがいろいろあった末に、設置を由布市長が決めたと、設置に同意することを決めたと言った後、この別府からこういう声が上がってきたんだと思います。

我々、議会での議論のときも、地域の賛否両論の声はいろいろ聞きましたけれども、まさか、この別府のほうの人たちからこんな声が出るというのは、当時、議論の中では全く考えていなかったんじゃないかなと、私自身も思っています。

市長も当時いろいろ判断するとき、別府のほうの人たちにこういう影響が上がるかどうかというのは、予想できなかったんじゃないかなと思うんです。

その後、ニュースになって、新聞に取り上げられて、初めて別府の人たちが、えっ、自分のところの近くにこんなものができるのかということで、非常に不安や懸念、特にその水の問題なんかでいろいろ声を上げて、そこで、これだけ今難航しているということだと思うんです。

市長は、市民の声は当時いろいろ聞いてたと思うんですけど、この由布市じゃなくて、お隣の別府の住民の方々のこういう不安の声というものをどう聞いていらっしゃるのか。例えば、直接別府市民の方の声を聞いたことがあるのかどうかとか。由布市に対して何らかの要請があったのかとか、あるいは、市長として隣人である別府市に対して何らかの働きかけなり、協議なり、相談なり、意見聴取、そういうことをされたことがありますでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今のところ別府市からは何もございません。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 私、この別府のほうの地元で声を上げられている方とお話をしたことがあります。別府の人たちは、新聞紙上で由布市にそういうのができると聞いたところ、うちのすぐ上じゃないかということでびっくりしたと。で、一生懸命別府市に働きかけて、先ほど、市長が言われたように、別府市から大村市のほうに働きかけ、大村市は本当に非常に丁寧に別府の人たちにも向き合って、説明会を開いたりしておられます。それに対して私は由布市の態度なんです。その傍観している。先ほども、大村市に丁寧に対応してくださいねと言っているというだけなんですけども、別府の人たちからしてみると、由布市は随分勝手じゃないかと言われましたよ。そもそも、この新聞にもちょっと出ていますけれども、行政区域は確かに由布市かもしれないけれども、実質的に影響があるのは、我々、別府の住民なんだと。それを何かあったとき、本当の被害者になりかねない、影響を一番受ける自分たちの声なんかを全然聞かずに、由布市は、もう勝手に大村市と協定を結んでしまったんだろうということで、由布市は随分勝手なんじゃないのというような声を聞きました。私は、本当にそこは議会としても盲点だったなと思って、申しわけないなと思ってんですが、改めて、由布市として別府の人たちとちゃんと向き合わなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。

別府の人たちに向き合っていないだけでなく、もう一つ、由布市の市民に対しても、その後、由布市のいろんな状況を見ますと、随分他人行儀というんですか、何か無責任なことと感じられます。

というのは、資料でおつけしておりますけれども、実は、由布市の地元の住民の方から、その後、やっぱり建設は決まったもののいろいろ不安があるからということで、質問状が寄せられているんです。6ページ目ですけれども、これ、ちょっとお名前を伏せておりますけれども、由布市内の近くの住民の方からです。

この方は、質問状はちょっと添付しておりませんが、こういう質問をされています。ミニポートピア由布設置の協定書が締結されて1年以上になりますが、由布市、大村市、石城川地域自治委員会などによる住民側要望の聞き取り、質疑応答などはまだ一切行われてきていません。そこで、いろいろ水の問題などについて疑念を持っていますので、県庁に問い合わせたところ、貴殿——これは由布市役所です。由布市役所を通してほしいということなので、由布市役所に質問をさせていただきますということで、水に関してちょっと、ボーリングが原因で水の量が減ってしまうんじゃないかとか、もし何かあった場合はどこが責任を持ってくれるのかとか、急に変化がなくても、数年たって変化が出てきたらどうするんだというような不安をいろいろ書かれています。

それに対する返答がこの6ページなんです。これを見ると、協定書の中に安全対策を講ずると書いてある。それから、問い合わせについては、今後、解消に努めるよう大村市に要請している

し、大村市が回答してもらえればいいみたいなことで、大村市にたらい回しにしているんです。私、ちょっとこの返答を呼んでびっくりしたんですけれども、由布市は、やっぱり市民の代表として、市民の代弁者としてきちんと大村市なりに向き合って、こういう質問が来たときに、由布市が自分で、じゃ、この水の問題はどうなるんですかとかというようなことを確認すべきじゃないかと思うんです。大村市に不安を伝えておきますとか、大村市から回答してもらおうように言っておきますと返事してますけど、じゃ、具体的にこの方から出された質問に対する回答書を由布市はきちんと受け取って、内容を確認して、質問者に返したんでしょうか。そこら辺、いかがですか。

○議長（溝口 泰章君） 挟間地域振興課長。

○挟間地域振興課長（首藤 康志君） 挟間地域振興課長です。お答えいたします。

議員の御質問のあった件につきましては、文書で問い合わせがあったときに、すぐにまず内容につきまして大村市のほうにそのことをお伝えしました。その結果、大村市のほうに責任を持って回答をしていただけますかということも確認して、それから大村市が回答いたしますということも確認して、このような回答をしたところであります。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） いや、その後、大村市からの回答を由布市として回答の内容を確認して、その大村市からの回答の内容に対して、例えば質問された方に取り次いだりしたんでしょうかということです。

○議長（溝口 泰章君） 地域振興課長。

○挟間地域振興課長（首藤 康志君） お答えいたします。回答の内容は、由布市のほうで確認いたしました。ただ、そのことについて質問者のほうに、由布市のほうからはその内容についてはお伝えしておりません。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） そこら辺すごく無責任だなと思います。しかも、その回答で、この質問者の方は、由布市からこういうことを言われるんで、大村市にも直接質問状を出しているんです。で、その質問状に対する大村市から直接質問者に返された回答書が、次の7ページなんです。

この回答書を読んでも、大村市の回答書も大したことを書いてないんです。水量に著しい変化が認められると思っていないけど、もし何かあったら対応策を図りますと言っているだけなんです。どんな対応策を、どういうふうに講ずるかなんて対応もないし、こういう回答を読んで、由布市

としてはこれで十分な回答だと思っているのかどうかですよ。大村市の回答の内容もそうですし、由布市の回答の内容もそうです。およそ地元の住民の不安を解消できる中身ではないんです。

ついでに別府市のほうからも、別府の地元の自治会長さんも不安になって、大村市に直接質問状を投げかけています。それに対する回答が8ページです。これも詳しいことはいろいろ言いませんけれど、取水量がどうなるのかというのを大変心配されています。

それについては、大村市は、最初の説明会では月当たり30立方メートルぐらい取水すると言っていたけど、それで大丈夫なのかという質問が出たら、調査し直したら100立方メートルにすることにしたとか、それから、じゃ、1日当たりどのぐらい取水するのかと言ったら、データがないからよくわかんないと答えています。で、もし何かあったら対応を図ってまいりますのでしか書いてないんです。何かあったら対応を図りますしか書いてない回答書で、とてもとても私は地元の人たちの不安を解消できるとは思えませんよ。

そういうことに対して、由布市がこれで、例えば市民からの不安の解消が納得されたと思ってるのか。思っていないだったら、むしろ由布市が地元の市民の代弁者として、いや、こういう回答だと、どういうことを想定して、どういう対応を図るのか、ちゃんと行ってください。それから、取水量もどういうふうにするのかということ、むしろ由布市がもう一遍返して、きちんと市民の不安を払拭できるまでに大村市と対峙すべきじゃないかなと思うんです。

とにかく、こういうのを見ていると無責任ですよ、由布市も、大村市も。これで、不安になるのは当たり前じゃないかと思えますけれども、こういう態度、由布市は、もう何か協定を結んだ後は、まるで他人事で、全部大村市に投げるから大村市に言うとおきますと言うだけでしょ。私は、これ違うんじゃないかと思えます。由布市は、市民の代表者としてきちんと市民の不安が解消できるまで、具体策をきちんと大村市に回答を求めるべきでもありますし、それから、別府市に対しても、別府の住民に対しても、お隣さんからこういう不安の声が出ているんだったら、やっぱりそれは由布市として別府市の人ときちんと話す必要があるんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、協定を結んだ後にこういう不安の声が上がってきているのであれば、改めて由布市は別府の人たちと会って、別府の人たちの不安や懸念を聞いた上で、改めてそれを協定書の中に盛り込み直して、大村市に、いや、うちのお隣さんがこういうことを心配しているから、こういうことの担保できるような協定にしてくれというような、協定の見直しが私は必要ではないかなというふうに思っています。

別府市から何も言っていないから話は聞いてませんというのは、あんまりにも私は無責任ではないかなと思います。これ、隣人から迷惑だ、困るという声が上がったんですから、直接出て行って、由布市が別府市さんのところに行って、あるいは別府の住民のところに行って話をするのが誠実な態度じゃないかと思うんです。

例えば、民間の個人の問題だったら当たり前ですよ。例えば自分の敷地内に何か、例えば家族で話し合っただけで業者さんに土地を貸して、何かお店でもつくってもらおうというようなことを家族で話したときに、実際に、例えばお隣さんから、いや、お宅、そんなところに、うちのすぐ真ん前にそんなものをつくられたら、風下で何かごみが飛んでくるとか、下流にあるから水が汚れるから困るんだよみたいな隣人から苦情が出たら、ああ、そうですかっつて、お隣さんと話しましょう。当たり前でしょう。で、場合によっては、ああ、じゃちょっと計画を見直して、業者さんに向きを変えてくださいとか何とかやりますからと。お隣さんからクレームが出たら、お隣さんと話をするのは当たり前じゃないですか。それを由布市は、別府市に対応すればいい。うちの店を貸す業者さんと話してください。これは余りにも不誠実じゃないかなと思いますよ。

市長、改めてちゃんと別府の住民の人たち、あるいは別府市と、こちらから出向いて行って、不安材料や懸念材料を聞きとって、そのことを酌み取った上で、改めて大村市との協定内容を見直すなり、する意思はありませんか。私は絶対しなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺、いかがでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 大村市とその協定のときに、きちんとした市民の声、それから別府に対する懸念もあるから、その点についてはということで話をしております。

大村市のほうも、双方、別府の皆さんの危惧されることについては、責任を持って市民の皆さんに理解をいただけるようにやるという話をしております。そのことで、今そういう声があるから、しっかりと対応してくださいよということは大村のほうにお願いをしているところであります。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 市長、あれですか。協定を結んだ時点で、別府市に影響があるかもしれないということはおわかってたんですか。で、そのことをおっしゃったんですか、今。

○議長（溝口 泰章君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 全くそういうことは想定してませんでした。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） そうでしょう。だから、当時は我々議員も全然想定してなかったんです。でも、その後、別府市、お隣さんから、それじゃ困るという声が上がったということがわかるんだしたら、だったら、今、改めてお隣さんのところに行って、いや、うちが計画してるのはこういうことなんですけど、お宅、これだと困りますかとか、じゃ、どうしたらいいでしょうとかということ、由布市がお隣さんに行って話をすべきじゃないですかということ、私は言っているんですよ。

それと、もう一つ、これ逆の立場だったらどう思いますか。逆の立場で、別府市が勝手に何かつくって、実際には由布市の市民の地域が迷惑するということになったときには、お隣さんに言うでしょう。実際に、由布市はほかの案件ではちゃんとお隣さんの意向を聞いたりしてるんです。

ちょっと話変わりますが、この前、再エネ審議会にかかったメガソーラー案件が高崎のほうに上がってきたんです。敷地は由布市だけれども、実際に下流域に当たるいろんなことが影響するのは大分市だったんです。そのときに、担当課はちゃんと大分市の地元の自治会にまで話に行って説明をして、地元の自治区の同意まで取りつけてましたよ。私、これが本来やるべきことだと思うんです。

今回のメガソーラーのことについてだってそうですよ。大村市と当時協定を結んだときは気づかなかったけれども、今改めてそうやってお隣さんから、一番迷惑がかかるお隣さんから声が上がってるんだったら、お隣さんの声を聞きに行って、そこで相談をして、改めてその内容を酌み取ったことを協定内容に盛り込み直すということは、絶対必要じゃないかと思います。

市長、ここら辺ちゃんと御自分が、由布市が別府の人の話を聞くつもりはないんですか。大村市に聞けっというんじゃないかと、いかがですか。

○議長（溝口 泰章君） 今済いません、大村市のメガソーラーという発言なので、それ訂正を。

○議員（9番 小林華弥子君） はい。メガソーラーは、済いません。由布市にメガソーラーが上がって、大分市に影響があるというメガソーラーの件が上がったということです。はい、失礼しました。

○議長（溝口 泰章君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） こういう問題に発展をしてきて、別府市民の皆さんにも、このことをうちとしてしては、まだそういうお話しする機会がなかったということで、うちとしてもこの件についてはお話に行きたいと思います。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） ありがとうございます。ぜひ由布市として誠実な態度を別府市さんに見せてあげてください。お隣さんですからね。

あとまた今後、林地開発なんかの手続があるというふうに説明がありました。林地開発の許可については、これ県の許可ですけれども、御存じと思いますが、大分県は独自の手続を盛り込んでまして、林地開発許可を出すときには、地元の市と業者との協定書、それから地元自治区と業者との協定書が必要だという手続があると思います。改めてその協定の手続を結ぶときに、ぜひこれは地元の別府のほうの自治区の意向を踏まえた協定を結んでいただけるように、指導していただきたいなというふうに思ってます。

ぜひ別府市さんに真摯に向き合って、できれば大村市も、実は先月市長選がありまして、大村

市長が若い市長にかわりました。新しい市長は、前の市長とは全然違う意向の施政方針を打ち出して、市長に当選されています。改めてこの別府の人たちの意向を踏まえた上で、大村市とも再協議できれば、私は協定の締結をし直しが必要だと思っておりますので、そこら辺ぜひ真摯に向き合っていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。

小規模特認校制度についてですが、今塚原では利用実績がないけれども、石城小学校では随分この特認校制度が有効に働いてるんだということを知りました。全校生徒の4分の1ぐらいが、この特認校制度で来ているということで、私は大変喜ばしいなと思うんですが、ただ1点、この特認校制度、ホームページでもいろいろ見させていただいたんですけど、この特認校制度が使えるのが、市内在住者だけになってるんですね。

これ何で市内在住者だけ対象なんですか。要するに市外から、大分市とかから石城小学校に通いたいとかっていう子を特認校制度では、今の段階で受け込めないようになってるんですけど、これどうして市内に限ってるんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板井 信彦君） 学校教育課長です。お答えいたします。

そもそも学校というのは、校区というのがございますので、その範囲を越えてということになりますけれども、これが特認校になりますけれども、住民票が基本的にはあるところが校区になっていきますので、その点からいいますと由布市というのが、大前提になっていきます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） これ、この特認校制度のシステムなんですけど、これ例えば由布市が市外の子も特認校制度で受け込めるというようなことは、技術的にできるんでしょうか。制度的に、運用の面で。

○議長（溝口 泰章君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板井 信彦君） お答えいたします。

基本的には、結局税金等の絡みもございます。結局基本的には保護者の方がいらっしゃって、その方が税金を入れていただくっていうのが、例えば市内であればそれは可能かと思えますけれども、結局市外の方が住民票があるとかいうお子さんを入れるということになりますと、その方に税金を使っていくという可能性がありますので、それはちょっと今のところ無理じゃないかなと思っております。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） いや税金どうの話じゃなくって、特認校って特別な制度で、特別

に基本的には決まってる校区だけれども、そうじゃない校区の小学校に行けるようにしてるわけですね。

それは、最初教育長がおっしゃったように、制度に趣旨があって、その特色のある小学校に通わせたいからということで、その趣旨に合った子を受け入れてあげようという趣旨だと思うので、私はぜひ柔軟にこれ市外者を受け入れるようにできないかと思って。

特認校制度だけでは、市外者を受け入れられないんだったら、区域外就学制度っていうのがありますよね。区域外就学制度、もちろん校区内、市内の別の校区に行くのもそうですけれども、市外の別の市の子どもさんを受け入れるとき、校区外就学という手順をとって、由布市に受け入れることができるかと思うんですけれども、例えば校区外就学制度とこの特認校制度をうまく組み合わせ、例えば大分市の人で石城小学校に通いたいんだと、小規模特認校のあのきめ細やかなちいさな学校の、あの校風が気に入ったから行かせたいんだと。

だけど、今住所が大分市にあるんだっていったときに、校区外区域就学制度と特認校制度をうまく組み合わせ石城小学校に受け入れてあげるとか、例えば塚原もそうですよね。別府とか安心院のほうから塚原小学校に通いたいんだっていう市外の子がいたら、ぜひそういう子を受け入れてあげるような、そういう制度をうまく組み合わせ、これ柔軟に運用してもらいたいというのが趣旨なんです。

というのは、同じ市内で子どもを取り合ってるみたいな話ではなくて、むしろこの特認校制度の本来の趣旨を考えれば、由布市のあの小学校のあの教育方針に賛同したから行きたいんだっていう子を受け入れることが、特認校制度の本来の趣旨だと思うんです。

そういう意味では、市内に限らず、ぜひその校区外就学制度を組み合わせ、市外からもうまく受け入れてあげられるような、そういう柔軟な運用をしてもらえないかということなんですけど、それは考えられませんか。

○議長（溝口 泰章君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えいたします。

今議員御指摘のように、特認校制度は市内のということの制約の中での制度なんですけど、現時点でもいわゆる大分市から、あるいは由布市からのやりとりとなるんですが、その場合は幾つか決まった条件の中での部分でありまして、ここにあるような特認校的なやりとりの分というのは、今双方でのやりとりの条件の中にまだ入っていないというのが現状です。

基本的には、特認校も保護者の皆さんというか、通学というのがかかわってきますので、当然送迎が可能な範囲ということで、遠距離からのこの特認校という子どもだけが来るといようなことは、想定をしております。

したがって、住居を市内に移していただいて、そこからということは現時点でもありますし、

石城の場合も大分市から転居する際に、本当は由布川校区になるが、その際の選択として石城をということの例もこの中には入っております。

そうした部分で、できればこちらに転居していただいて、学校をそういう選択していただくということは、現時点でのできる範囲かなど。お互い地教委同士の相互のやりとりの関係がございますので、うちだけが特認校でどうぞ受け入れますという形で、今のところその理由ではできておりません。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 今のところはそうだけど、今後そういうふうな方向性で柔軟に運用してもらえませんかって言ってるんです。

というのは、もちろん通学1時間程度以内っていうのがありますね、特認校に通う場合も。たまたまその石城小学校も塚原小学校も、市境にある学校ですから、大分市とか、あるいは別府市から通いたいっていう子で、通学範囲、可能範囲の人もあると思うんです。希望者も結構あると、実は私は聞いてます。大分のほうから特認校であの学校に通わせたいんだけどって言ってる人もいます、実際に聞いてるんです。

そういう人たちをぜひ柔軟に受け入れて、最初は大分市から通ってても、その特認校制度で石城小学校に大分市から受け入れられてあげたら、それはそのうちやっぱりそういう御家族は、だったら由布市にゆくゆくは移住したいという希望にも必ずつながるゆえんにもなると思うんです。

すぐに引っ越そうと思っても、家が見つからないとか、いろいろありますから、まずは区域外就学制度とうまく組み合わせて、柔軟に受け入れてあげるけれども、ゆくゆくは6年間通う間には、本人がいい物件が見つければ、由布市に移り住みたいんですみたいな意向があれば、そういうその入り口のところで住民票がなきゃだめですって、ぴしゃっと門戸を閉ざさずに、まずは受け入れてあげる。

受け入れた上で、じゃあもし物件が見つかったら、ぜひ由布市に移住してくださいねということをお話ししながらやるとかっていう、その運用面で柔軟に運用しながら、外からの子どもたちを受け入れてあげられるようにしてほしいという意味なんですけれども、そこは御理解いただけますでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えいたします。

今の塚原小学校、石城小学校、そして別府市、大分市に隣接している中で、今議員御指摘のような形ができればというふうに思っておりますが、先ほど申しました地教委相互の壁の部分がございまして、区域外の就学のいろいろな条件で、住宅が将来的には引っ越すけども、その期間は

今学校でとか、あるいはこの学校でというようなことも条件の中にございます。

そういうことも含めて、今後そういうことが可能かどうかも研究しながら、少しでもそういう特認校が利用しやすいような形でなればというふうに考えておりますので、もう少し研究をさせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） ぜひ柔軟に、これ私すごく大きな誘因になると思う。定住促進にもつながりますし、これ今は市内だけだから、例えば石城小学校なら挾間町内の中で回覧をして周知してるっていうことですけれども、例えば塚原小学校とか石城小学校は、区域外就学制度をうまく組み合わせて、市外からでも通えるんだってというような可能性が広がったら、例えば別府や大分の人たちにもそういうことがつながれば、私はだったらって言って、まずは大分から通わせて、そのうち由布市に移り住みましょうっていうことの大きな要因になると思うんです。

それは、この地域が気に入って、この地域のこの小学校が気に入って、ここで子育てしたいっていうことが理由で移って来てくれる人がいるっていうことは、私物すごくいいこと、地域にとってもいいことだし、保護者にとってもいいことだし、学校にとってもいいことなんで、ぜひそこら辺は柔軟に対応することで、その可能性を広げていただきたい。ぜひ期待をしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

あと、組織再編、もう大分時間がなくなってきましたので、足早になってしまうんですが、どうせ時間がないので、私がとりあえず言いたいことだけ何だったのかって先に言っときます。

5つほどあります。まず1つは、今事務分掌をいろいろ整備してるって言ってますけれども、本課に持って行って、庄内庁舎の本課でやろうとしてる事業と、これは振興局に残して、振興局のほうでやってもらおうっていう事業をいろいろ整理されてると思うんですけど、各課ごとにそれを整理してるだけで、実際振興局に残していこうっていう事業を集めたときに、果たしてそれが挾間、湯布院は全部で三十四、五人体制なんだけど、これだけのことを三十四、五人じゃとてもできないんじゃないかなって思うんで、そこ大丈夫ですかということを1点指摘したいんです。

ちょっといろいろ表を見てますけど、余りにもこれ机上の空論なんじゃないのっていうところを心配してるってというのが1点目です。

振興局の充実って言ってますけど、2点目、私充実すべきは振興局に残すべき仕事量を充実させるんじゃないかって、何を充実させなきゃいけないかという、振興局の権限を充実させるべきだと思っっています。

そういう意味では、2点目では振興局長を課長級に落とすということで、今回の再編計画、前は振興局長は部長級で残すってなっていたのが、今回は課長級にやっぱり落とすって変えちゃってるんですけど、何でこれ課長級に落とされたのかなっていうのと、むしろ振興局長の権限を上げ

て、部長をやめるのであれば、その消防長と同じように別に任命をして、むしろ局長クラスの権限を持たせた、もっと言えば副市長と同レベルぐらいの権限を持たせていかないと、振興局でできることは振興局でってできないんじゃないかなって思うので、2点目は、その振興局長を課長級に落として大丈夫なのっていうのが2点目。

3点目は、その人事異動なんですけど、本格稼働が来年の7月中旬からって言うんですけど、こういうその課長、部長の人事異動をいつ出すのと。4月の事例の時点で、既にこの新体制の事例を出すのか、いや、4月の時点では今のままで、7月に改めて人事異動の事例を出すのか。

そうすると、4月の時点で部長だった人が、7月で課長に落ちるっていう何か降格人事をすることになるんじゃないのっていう話で、そこどうなってるのっていうのが3点目。

そういうことがいろいろもろもろあって、一気にうまくいかないと思うんですが、そういう意味では本当に35人体制でやれるのとか、課長権限で全部局長が決められるのとかっていうことをやるためにも、いっせいのせで7月にやらず、事前にまだ挾間や湯布院に職員がいる間に、シミュレーションしてみればいいんじゃないかなって言う御提案なんです。

今の段階でまだ庁舎に人がいる間に、この体制で例えば4月から7月までの間にやってみて、それを見直しながらまた制度をうまくつくりかえればいいんじゃないのっていうことで、そういうシミュレーションを何かできませんかっていうのが4点目です。

あと5点目は、協働についてですけども、これは私はさっき答弁でもちらっと言われていましたけれども、新組織になって職員が少なくなって、その作業も仕事もいろいろふえる中で、到底職員だけでは賄えないときに何しなきゃいけないかっていったら、市民との協働をうまくリンクさせて、行政でやるべきことと、市民の人たちにやってもらうことと、地域や団体が自分たちでやること等をやらなきゃいけないので、そういう協働のシステムづくりと新体制への移行、稼働は同時にやっていかなきゃいけないんじゃないのと。

それをちょっと今行革財政実施改革要項の実施計画とか見ますと、協働のシステムづくりについては、29年度とか以降みたいになってますけれども、むしろそういうマニュアルづくりだとか、ルールづくりだとか何だとかを一緒にやって、人事異動と同時にやったほうがいいんじゃないですかという御提案をしようと思ってたというのが5点です。

これだけのことをゆっくり1点1点具体的に話して、聞きたいなと思ってはいたんですが、時間がなくて今言った5点のうち、何か明確に御答弁いただけるものがあれば御答弁ください。なければ、今後の課題として多分3月議会か何かで条例提案されるんじゃないかなと思いますので、それまでにまたいろいろやりとりしたいなと思っています。お願いします。

○議長（溝口 泰章君） 総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長でございます。質問にお答えをいたします。

5点の質問をいただきましたけども、総合的に考えてるのが、やはり一番ベースになってます行政組織再編計画書にのっとって、今事務を進めているところでございますので、これを今の時点で見直すということは、スケジュール的にも厳しいものがございますので、やはり7月をめどに、この計画書に沿ってやってみるという方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） いいですよ。やってみるのはいいんですけど、やってみるに当たって、私がちょっと懸念するのは、こういうこと大丈夫なの、ああいうこと大丈夫なのっていういろいろあるので、一つはもし事前にやれるところがあれば、シミュレーション的にやってみたらいいし、それから、1回課長級に落としてみたら、全然振興局としての決定とか采配とか、指示が振るえないっていうのであれば、そこは改めてやっぱり部長級レベルの任命っていうことも考えたらいんじゃないですかっていうことの御提案なので、もうちょっと、あんまり時間ありませんけど、今後を含めてぜひ御検討いただきたいなというふうに思います。御回答は、今すぐどうする、こうするできないと思いますので、降格人事はちょっと気になりますけど、いいです。

ごめんなさい、中途半端な質問で。これはこのぐらいにしておいて、また次回に持ち越したいというふうに思っています。3月議会のときでも扱いたいと思います。

時間がなくなるので、最初に旧正副議長と新正副議長に簡単にしか言いませんでしたけれども、特に前工藤議長、それから太田副議長については、異例の交代でありました。その要因は皆様御存じのとおり、議員定数問題があったからです。

ただ、市民の方からいろいろお怒りも受けましたけど、今議会の初日に20名案ということで、一応決定しました。このことについては、私は前議長がこの定数問題に片がつくまでは、自分の責任で議長を続けるということがあったので、今回まで延びたんですけれども、私はこの議長の判断に敬意を表したいと思います。

議会がいろいろ議論の推移がありました。10対9だとか、1票差だとか何だとかでいろいろ議論が割れてるときに、こういう定数問題については、議員が大方の人たちが賛同できる路線で決めたいという意向を示されたのは、私は非常に重要だったと思います。議員も今回の20名案については、それこそ19人の議員みんないろいろ異論があります。みんな100%これで納得してるわけではないことは、もちろんそうです。

ただ、私は議会っていうのは、議論の場であると思っています。意見の違う複数の議員が、自分たちの意見を出し合って、お互いに相手の意見を聞きながら、最後まで自分の意見を押し通して数で決めるのではなくて、話し合いの中で相手の考え方も一部取り入れ、自分の考え方を変えながら議会全体としてまあまあこの線だったら大方が納得できるだろうという、そういう中庸の線を議論の中から導き出すことが、私は議会制民主主義の一番の真髄だと思っています。

今回定数問題についても、最初は20名と言ってる議員はほとんどいませんでしたが、それぞれが自分がちょっと主張するべきところを抑えたり、あるいは、相手の意見を少し組み入れたりしながら、少しずつ少しずつ自分の意見を変えながら、今の時点ではせいぜい20名というところが、大方は納得できるだろうということで、議員のほとんどが賛成して、この20名という案をつくることができた。

私は、20名という内容そのものよりも、この間に議員みんなが議論をして、納得できる線を出すと議論を重ねてきたことに対して、非常に自負をしておりますし、その道筋をつくってくださった前議長、副議長に、私非常に敬意を表したいというふうに思っています。

何でもかんでもすぐ決をとって、数字で決める議会ではなく、議論を重視しながら全体の合意を図っていく、こういう議会でありたいなというふうに思っております。そのことを一言申し上げて、今度の新議長、副議長にも期待をしながら、私の一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、9番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで、今回の一般質問は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩します。再開は13時です。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

生野征平議員から、所要のため午後から早退届が出ておりますので、許可をしております。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い、議案ごとに締め切り日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いします。

## 日程第2 報告第21号

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第2、報告第21号専決処分の報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） この報告第21号でございますけれども、事故に至る経緯と今後の対策とございますか、防止策はどのようになっていますでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安部 文弘君） 教育総務課長でございます。お答えをいたします。

この事故に至る経緯についてでございますが、平成27年9月7日、月曜日、18時15分ごろ、報告書に記載の当該校にて部活動中に、グラウンド南東部にある部室東側のスペースを利用して、ネットに向かってトレーニングボールを投げる練習をしておりました。

練習中に、柔道クラブに通う子どもを送りに来た保護者の自家用車が、南門から敷地内に入っ  
て、部室裏を通って練習場所を通過しようとしさ際に、投げたトレーニングボールが自動車天井  
に直接落下をして、損害を与えてしまいました。

この対策につきまして、直ちに学校と市教委とで再発防止策、今後の対応策について話し合い  
を行い、その内容ですが、部活動中の安全確認と指導について、複数の教師で対応すること。柔  
道クラブですから、社会体育で本校を利用する団体責任者や本校保護者に対しても、来校時の車  
両新入について注意喚起を行うこと。放課後部活動や体育授業など、グラウンド使用時、南門か  
らの車両新入は緊急車両を除いて禁止とする措置をとっております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） この車両通行というのは、事故当時というのは頻繁に通行車両と  
いいですか、通常そこは車が通れるような道路としての要件だったんでしょうか。それとも、グ  
ラウンドの中に車両が入ってきたんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 学校総務課長。

○教育総務課長（安部 文弘君） お答えをいたします。

このグラウンドにつきましては、従来武道場に向かうために通って、通行ができる状態の道路  
部分と申しますか、その部分を設けたグラウンドであります。ですから、通常利用をされておっ  
たものでございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ということは、通常保護者の方でありますとか、関係者の方がそ  
の通行するという可能性があるところだったというふうに受け取るんですけども、そういう通  
行が予想されるようなところに目がけて砲丸投げを投げたという、そこに指導方法に何か問題が  
あったのではないかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（溝口 泰章君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安部 文弘君） お答えをいたします。

ボールを投げるという行為でありましたので、グラウンドの中の安全性が保たれる場所という  
ことでは、トレーニングをしておったというふうに聞いておりますが、たまたま部室がありまし

て、その裏を通るような形で車両が通りますので、確認不足といたしますか、それが原因で事故が起こっております。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） これで質疑を終わります。

---

日程第3. 報告第22号

日程第4. 議案第67号

日程第5. 議案第68号

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、報告第22号例月出納検査の結果に関する報告についてから、日程第5、議案第68号第二次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定についてまで、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

---

日程第6. 議案第69号

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第6、議案第69号由布市水道水源保護条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 69号で、この水源の保護区域というふうに指定をされるようになっておりますけれども、これは水源の保護区域を指定した場合に、その土地は市が買収をするのか、どのような方策でこの地区を指定するのかについてお尋ねをします。

それと、14条の中に水源保護審議委員会、これ15名というふうにありますけれども、これの任命の仕方。その中において、やはり庄内、湯布院、各地区あると思っておりますけれども、挟間もありますけれども、どのような地区に関連をする方を投与するのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（溝口 泰章君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長です。お答えします。

水源保護区域につきましては、地形及び地質、それから水質等の専門的な視点から、水源の水質の保全及び水量に影響があると認められる地域で、由布市の行政区域内の区域を指定いたします。

それで、指定いたしました対象区域につきましては、対象事業のうち規制対象事業と判断された事業につきましては、その区域内ではその事業はしてはならないというふうにしております。

なお、市はその水源保護区域の取得はいたしません。個人の土地に指定をするということで、後はその個人さんのほうに水源の保護という趣旨を十分に御説明して、理解をいただくというふ

うに、そういうふうな形で進めていきたいというふうに考えています。

次に、水源保護審議会委員につきましては、地形、地質、水質等の専門的な知識を有する方、また行政機関の関係者を選任したいと考えております。3地域の代表者は、各地域の自治会長に相談をして決めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） まず、水質保護委員のほうです。これは自治委員さんをまたこの中に入れるとなりますと、今の水道審議会にもこういう方々が入っておると思うんですけども、重なるような感じにもなると思います。私はやっぱり各地区で水源が、庄内においては5地区水源があるかというふうに思いますけれども、そういうところはやっぱり各地区の方がわかるような方を入れてしなければ、これできないんじゃないかというふうに思うわけです、一つはです。

それと、保護区域を設定するというふうに言われましたけれども、じゃあ各地区の土地の持ち主の方が、ここを指定しますよと言ったときに、地権者ですね、がそれで納得するのか、その辺はどのように考えられちよるか、その2点ちょっとお答えください。

○議長（溝口 泰章君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） お答えいたします。

まず、保護審議会の委員についてですが、これは自治会長さんが地区のことを十分知ってると思いますので、私たちが知らないような人材、そういった方がいらっしゃるかもしれませんので、自治会長さんに御相談をするということで、その中で自治会長さんみずから私が詳しいのというような話があれば、自治会長さんになるかもしれませんけども、そういったところは十分協議をして、地区に詳しい方を選任したいというふうに考えております。

それから、水源保護区域についてですけども、個人さんの土地に指定するわけですが、縛りといいますか、結局規制対象事業をしてはならないというふうなことになっておりますが、これは先ほど申しましたように、地権者の方に市の皆さんにお配りしている大切な水の水源を守るということを、十分に理解をしていただくというふうなことで進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 水源につきましては、極力やはり由布市のほうで、これから先誰にも干渉を与えないということで、購入に向けたような方向性を、今から計画をしていてもらいたいというふうに思います。

それと、審議会のほうはよくわかりましたんで、また自治委員さんに限定するのではなくて、

そういう方がおれば、そういう中で今言われたように、限定ではなくて、もっと柔らかい考え方でやっていただきたいと思います。ありがとうございました。もういいわ。

○議長（溝口 泰章君） これで質疑を終わります。

### 日程第7. 議案第70号

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第7、議案第70号由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、3番、加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 加藤です。農業委員会の委員の定数に関する条例ということで、佐藤郁夫議員が一般質問されてましたので、大体のところはわかるんですけども、この11人でいいのかどうかということと、この11人が地域割というんですか、就農割というんですか、そういう形の部分がどのようになっているのか。また、この人たちが主にやる仕事っていうのは、どういうことになるのかをお聞きします。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） 農業委員会事務局長です。お答えいたします。

農業委員につきましては、地域割も就農割もなく、由布市全体から推薦公募により選任されます。農業委員の業務は、審議や協議が主となることから、決定等に関する必要な人数を考慮して11人といたしました。

内訳は、認定農業者が過半とし、農業委員会に利害を有さない者が1人以上となります。

それからもう一つありましたですかね。農業委員さんの仕事内容ということでございますが、現状では農地法に基づく許認可業務や農地集積、農地利用状況調査等を行っておりますが、農地集積、農地利用状況調査での現時点での活動は、推進委員が担うようになり、農業委員の仕事は主に審議に関する業務というふうになってまいります。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 今現在の農業委員の仕事は、この71条のほうになるみたいですけども、これ公募で行うということになりますと、その農業のことがわからなくても、手を上げればなれる可能性があるという解釈になるかなと思うんですけど、いいんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

法律の中に、農業に関する識見を有し、農業委員会の庶務に当たることができる者というふうになっておりますので、そのように……。 （発言する者あり） 農業以外、大変すみません。農業

以外でできるもの、例えば学識経験者等を想定しております。例えば、行政のOBの方や、農協OBの方、それから教職のOBの方などが、農業をしていなくてもできると。

要するに、農業委員会とは利害関係のない方ということは、そういう方は手を上げられることができるというふうになっております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） そうすると、今農業委員さんが農地から宅地にかえるときにいろんな世話をしてくれてますよね。「農地のこともあんまりわからない人でも、勝手にされたら困るわい」とかいうのが出てくるかなと思うんですけど、そういうことは危惧されてませんか。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長であります。今議員がおっしゃってるのは、農地法に基づく3条、4条、5条申請の審査の折に、農業委員会に農業をやってない方が審議に来られるのはどうかという御質問でよろしいですね。

新しい制度では、そのような方を1名以上入れろという制度になっておりますので、ほぼ8割、9割は農業に関係した人ですが、1割程度は農業に関係のない人がそのような審議にかかわってくることになってまいります。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、11番、淵野けさ子さん。

○議員（11番 淵野けさ子君） 11番です。同趣旨なんですけども、少し今の加藤議員の質問の続きさせていただきたいと思います。

その11名の根拠は、今聞いたんですけど、6名が認定農業者ですよね。その後その公募と推薦との割合ですね。1人だけが有識者といいますか、学識経験者が入るとして、その後の人数の中の割合といいますか、公募が大体何名ぐらいで、推薦者が何名ぐらいとか、それはもう決まってるんですか。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

農業委員の募集は公募及び推薦ということになりますが、その中身、決まっておりますのは、認定農業者が半分であるということと、学識経験者等、要するに農業委員会に利害関係を有さない者が1人以上ということになっております。ですから、公募推薦などの割合というものはございません。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 11番、淵野けさ子さん。

○議員（11番 淵野けさ子君） それでは、全部推薦、後はというように受けとめていいんでしょうか。そうしたとき、もしこれお尋ねなんですけども、女性枠とかいうのは特別にこれはない、あるんですか、ないんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

女性枠というのは特別ございません。例えば女性がいないから、農業委員会が成立しないといったことはございません。女性を農業委員会等に関する法律の中に、「性別もしくは年齢の著しい偏りがないように」という項目がございまして、割合については特に定められておりません。

○議長（溝口 泰章君） 11番、淵野けさ子さん。

○議員（11番 淵野けさ子君） 最後です。特に定められておりませんが、じゃあもしその女性が例えば公募じゃないです、推薦といいますか、それに値するような方が出てきたら、それは関係なくそういうこともあり得るということでもいいんですね。

できれば、そういう女性の進出といいますか、出やすいような形にさせていただくためにも、逆に推薦枠を1つ設けると、逆差別といいますか、なるのでどうかなと思うんですけど、もし女性がそういう資格といいますか、こういう方だったらいいなというものがあれば、それはやぶさかではないということよろしいですか。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。法の趣旨ですね、先ほど課長が言いました偏りがないようにということで、そういう趣旨がありますんで、趣旨にのった人選は、こちらとしてはしていくべきだなとは思ってます。法の趣旨にのっとって行うということです。

○議長（溝口 泰章君） ちょっと待ってください。副市長の答弁が。

○副市長（島津 義信君） 選任は、法改正後は市長がするようになります。これまでも男女共同参画とか、そういった趣旨を踏まえて、各委員さんをできるだけ女性の方も採用するようという方向で考えておりますんで、公募がどれだけの数があるかわかりませんが、その中からバランスをとった選任をしていきたいというふうに思っております。

○議長（溝口 泰章君） 2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ほぼ同じ質問だったんですが、1点だけお聞きします。

職割とか認定農業者とか公募とかいうことはわかったんですが、やっぱり農業委員さんの主な職務は、3条、4条、5条の転用に関する意見の聴取が引き続いて主ではないかと思うんですけど、職業割とか公募割は今議論でわかりました。

地域割については一切ないということだったんですが、やっぱりまだまだ庄内地域、挟間地域、湯布院地域、農業どころの庄内地域とかから中心になるのか、全然それは関係なくしたときに、

庄内地域、あるいは挾間地域、湯布院地域から11名が出たときに、3条、4条、5条のときに農業委員さんの意見は、わからないことがあるんじゃないかと思うんです。本当に地域割っているのは一切考えてないんですか。

私の情報では、現在の農業委員さんから地域割のことは若干聞きましたが、その議論はなされてないのか、なされてるのか。本当に地域割をしないのかっていうことを、もう一回確認のため教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

地域割についてはございませんが、推薦と募集の状況によると思われます。

例えば、挾間地域、庄内地域、湯布院地域が均等に出てくれば、それはそれでいいと思うんですけれども、偏った場合にはやむを得ないと思います。

それで、多かった場合、募集の人数よりも多かった場合につきましては、例えば評価委員会のようなものの中で均等に選任するとか、そういうふうなことを考えていかなければならないのではないかなと思います。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 最終的に市長が認定するんでしょうけど、最初から市長が認定のためには動かないで、その農業委員会の選考委員会みたいなのがあって、そこで決めたやつに対して市長が任命をするという方法なのか、そういうのはゼロで、市長がこの人ならという形で任命をしていくのかということが1点と、公募委員は1名なんでしょう。あと10名が推薦委員か何かになるんだと思うんです。

公募委員が1名ですと、どこから、ここからも出てきても、何十名出てきても1名しか公募委員は決定しないのであれば、市長が認定する人は11名でしょうけれども、残りの10名はある程度やっぱり地域のバランスも考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますが、そういうことはできないという今農業委員会の事務局長のお話ですが、可能な範囲で地域割も考えてあげないと、ある地域の人に限定になると、恐らく何度も言いますが、3条、4条、5条の地域の意見、農業委員の意見、あと推進委員のこともあるんでしょうけど、委員の意見を聞いたときに、これまでの慣習はよくわかりませんが、地元の農業委員の意見がかなり尊重されていたような気がします。ぜひ地域のバランスはとっていただければと思いますが、最後に局長、もう一回その辺の考えを。

○議長（溝口 泰章君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 公募の委員は1名とかいうことではございませぬ。全委員が公募にな

る可能性もございます。そういった中でありますので、もちろん地域のバランスも十分とるような、そういった選任の仕方をしたいというふうに思っております。

○議員（2番 野上 安一君） よろしくお願ひします。終わります。

○議長（溝口 泰章君） これで質疑を終わります。

---

### 日程第8. 議案第71号

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第8、議案第71号由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、3番、加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 加藤です。ここは多分今やられてる農業委員さんの仕事になるのではないだろうかというのが、この前佐藤郁夫議員のときの一般質問の答えをいただいたと思うんですけど、ここで地区割とかやっぱり就農割ってというのが、大変重要になってくる部分と、それと今農業委員さん30名近くいたと思うんですけども、22名というような数字が出てたと思うんですけども、これで十分回れるのかどうか。今でもちょっと大変だという声を聞いてますので、この辺のところをどうやってうまく回すのかっていうことを教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

今回法の改正によりまして、農業委員会は主に農地法に対する許認可業務、要するに議事の議決、決定が主な項目になります。ほかに実際現場に出て農地利用状況調査とか、農地集積などの活動もやっておられましたが、そういう農地利用状況調査とか農地集積等の現地での活動は、推進委員の皆さんがやられるようになりますので、農業委員が少なくなっても、議決事項に必要な人数がおればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。22人のその根拠等をお尋ねと思います。

法施行令の第8条というところに、法律で100ヘクタール当たり1人という法律の定めがあります。それは、由布市の農地面積、これは農業センサスの数字ですが、その面積を100で割ったときが21.何ぼということで22名ということです。

今まで30人でしよったのを、現地調査に限ってですけど、現地調査に限って30人でやりよったのを、22人でできるんで、一般質問ありましたけど、過負担にならないかという御心配だと思いますけど、そこのところは地区割をうまくやって、もう法でそう定まっているんで、22人以上はふやせないということで、後はこちらの運用等で対応していくほかないかと思って

おります。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 今の現状の農業委員の方でも、耕作してないところがありますよね。そういうところの調査に私とこ近所に来てたんで、私とその近所を説明したんですけども、同じ地区内にいてもそれがわからないぐらい、かなりあちこちあるんですよ。私たちのところ川上地区ですから、かなり広いんですけども、これもし川西の方とか下手して庄内の方が来るかどうかわかりませんが、来られたらまず100%わからないと思うんです。

だから、さっき言われた100ヘクタールで1名とあったときに、どういう区割りをするのか、縦に切るのか、横に切るのか、こっち10メートル、こっち10メートルとかいう形でやるのか。それによるはっきりしないと、受け持った人が、その辺に近所の人がちょうどおられればいいけれども、おられなかったらもう本当に大変な仕事量になる可能性があるんです。だから、そのところはどのように把握するのか。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

推進委員の皆さんにつきましては、地区割がございまして、大字をベースに地区で固まりで割っていくような形になります。ですから、その地区の方の中から選ばれるようになりますので、ある程度その地域については、ちょっと今までよりエリアは広がるかもしれませんが、ある程度知っている範囲の状況の中で活動していただくようになると思われます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 湯布院の盆地の中であれば、大体のことは把握できると思うんですけども、中山間地のほうに行くと、もう100ヘクタールになると、かなりな広大なところになる可能性もありますけど、そういうときに推進委員さんのこの補助とかいう形の方は準備できるんですか、できないんですか。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） すみません、推進委員の補助員ということでございましょうか。（「手助けしてくれる人」と呼ぶ者あり）推進委員の手助けをしていただく方は、今のところおられません。もう推進委員だけで回っていただくようになろうかと思えます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、11番、淵野けさ子さん。

○議員（11番 淵野けさ子君） 同じような質問なんですけど、100ヘクタールに1人なんで

すけど、その地域によって何ていうんですか、農地の広さですか、やっぱり圧倒的に庄内町が一番農地が広いんじゃないかなというふうに思うんですけど、例えば100で割り切れないうつたらおかしいけど、地域別にちょっと違うところも入ってくると思うんですよ。そこはどうなるんやろうかって、要するに100なんですけども、少しこっちを取り込んだら100以上になる。だけど、こちらのほうにしてみたら100までないとか、そういうアンバランスも出てくるんじゃないかなと思うんですけど、机上の数字で100ヘクタールできちんと終わるのか、それとも、地域別にその憂慮といいますか、そこはある程度都合をつけてできるのか、ちょっと私イメージが湧かないんですけど、言い方がちょっとわからないんですけど、それと恐らく役割分担は、先ほどお聞きしました。ただ、任期は農業委員の任期と同じということですよ。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

地区別に22地区になる予定でございます。今のところ、もちろん22人の定数が決まれば、一応22地区というふうになると思います。

もちろん、その中では広いところと狭いところがあろうかとは思いますが、主に大字をベースとして22地区で割るようになります。

それから、任期のことでございますが、推進委員さんの任期につきましては、任命された日から農業委員の任期が終了する日までとなります。と申しますのも、推進委員さんは農業委員会のほうが任命いたしますので、その任命された日から農業委員さんの任期満了の日までが推進委員さんの任期というふうになります。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 渕野けさ子さん。

○議員（11番 渕野けさ子君） 例えば、そしたらAとBの土地があるとしますよね。その間があつて、飛び地になった場合は、どういうふうな判断されるんですか。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

基本的には、くっついている大字同士で地区割を決めていきますので、飛び地というのは発生しないようになろうかと思われま。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 今回の施策につきましては、現在の農業委員さん、農業委員会の了解を得た上で、ほぼ了解を得た上で11人、22人というのを議案として提案されているというふうに理解をされているのか、いやいや、農業委員会の方でもいろんな議論ありましたよという

ふうなことだったのか、1点お聞きします。

もう一点は、農業委員会の局長として、由布市の農業振興を見たときに、恐らく行財政改革の観点からいきますと、経費の節減にはかなり影響してくると思うんですけど、農地を守る、由布市の農業を守る観点からはいかがですか。どのようなお考えか、気持ちだけでも結構です。教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） 農業委員会では、いろいろ意見がもちろんございました。今までは37人おられたんですけども、今度は少なくなるので、できれば30ぐらいは必要ではないかなとかいう意見はございましたが、先ほども申しましたように、一応100ヘクタールで割ると22人が一応最高でございますので、この辺はやむを得ないと。これは報告になるんですが、一応農業委員会のほうにも定数が22人になりそう、予想でありますがりそうだというふうな報告は、最高で22人という報告はさせていただきました。

それと、予算の関係は。（発言する者あり）

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか。

○議員（2番 野上 安一君） もう一つだけ。

○議長（溝口 泰章君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 局長、今22人という言葉が出てましたが、農業委員としては11人ということでしょう。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） すみません。そうです。農業委員としては11ということでございます。ほんで、推進委員として22ということでございます。

○議長（溝口 泰章君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） じゃ、通常の農業委員会は11人で行うと、その11人のフォローを22人が行うという、月一遍行っている農業委員会は11人で審議をしていくという形なんですか。22人でするという形なんですか。

そうすると、11人と22人が出れば32人か。そういうことじゃないんでしょう。11人が通常の農業委員会は審議をするということで、確認のためお聞きします。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） そうでございます。通常の今までございましたような農業委員会につきましては、11人で行うということでもあります。主に農地法関係の許認可等の事務が11人で行って、必要に応じて推進委員22人の方の、必要に応じて出ていただいたり、推進委員が意見があれば、農業委員の総会に参加もできるというふうに、基本的には11人で農業

委員会は行われます。

以上です。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、9番、小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 報酬についてお聞きをしたいんですが、推進委員の報酬を今度月額1万5,000円にするというふうに書かれています、この月額1万5,000円の根拠を教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

1万5,000円の根拠でございますが、この1万5,000円という報酬は、区域内での農地集積活動や農地パトロール、また各種研修会や農業委員会総会への出席等により、この参加等の活動により報酬が支払われます。金額につきましては、今回制度改正を行う他の市町の状況を参考といたしました。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 他の市町を参考にされたと言われますけど、他の市町も今回初めてこの推進委員というものをつくるわけで、今までほかが推進委員をこのぐらいでやってたという実績ないわけですよ。

そういう意味では、いっせいのせで幾らにするかっていうのを考えるべきだと思うんですけども、農業委員の報酬が2万1,000円で、今るるお話ありましたけど、実質今まで農業委員さんが担ってきた作業の大半を、この推進委員さんがやる。しかも、人数が減るということで、部長からも負担がふえるというふうに言われていますので、それを報酬が1万5,000円では、私はちょっと見合わないんじゃないかなというのを心配します。

そこら辺の考えですね、むしろ農業委員さんの2万1,000円にあわせて推進委員さんも2万1,000円にすればいいんじゃないかなって思いますし、この2万1,000円という額も、実は2年前ですか、由布市は農業委員さんの負担がふえてきたということで、報酬を上げた経緯があると思いますが、そこら辺の過去の報酬の検討を踏まえた上での1万5,000円というのは、ちょっと納得できないんですが、これはあれですか、農業委員と推進委員の報酬を一緒にしちゃいけないとか、何とかっていう決まりとか、額の算定基準とか、何か政令で定められてるとか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（須藤 啓司君） お答えいたします。

特に政令で定められていると、国とか県よりこれぐらいに下さいというのはございません。先ほど議員がおっしゃられましたように、確かに今回が初めてございますので、ほかの市町村もその算定に当たりましては、苦勞をされておるといふふうに伺っております。以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 今までの実績がある他市町村の例を参考にするんだったらいいんですけど、どこも実績がないものなので、参考にするべきは、今までの農業委員さんがしてた活動の実績を参考にすべきだと思いますので、委員会でもぜひ検討いただいて、今後の検討課題として、この報酬額についてはぜひ見直しを含めて検討していただければと思います。御答弁は結構です。

○議長（溝口 泰章君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9. 議案第72号

#### 日程第10. 議案第73号

#### 日程第11. 議案第74号

#### 日程第12. 議案第75号

#### 日程第13. 議案第76号

#### 日程第14. 議案第77号

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第9、議案第72号由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第77号市道路線（鋤崎線）の認定についてまで、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

---

#### 日程第15. 議案第78号

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第15、議案第78号平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

歳入は通告がありませんので、歳出の款別に通告順に行います。まず、2款総務費について、2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 20ページ、2・1・5・1、17公有財産購入費の93万5,000円、この土地購入費と、この時期に何の事業なのか、詳細説明を求めます。

○議長（溝口 泰章君） 庄内地域振興課長。

○庄内地域振興課長（佐藤 久生君） 庄内地域振興課長です。お答えをいたします。

この土地につきましては、由布市社会福祉協議会がごぞいますほのぼのプラザ及びほのぼの温泉の国道210号線からの進入路の土地でございます。この土地につきましては、現在所有者は平成会館の佐藤具視氏の土地で、それを利用させていただいております。今回、その土地を由布市のほうに購入いただければということでお話がありました。

面積は85平米で、全筆で買いたいというふうに考えております。地目につきましては、土地登記簿上は田でございます。購入の根拠といたしましては、不動産鑑定士の意見を参考に、1平方メートル当たり1万1,000円、合計93万5,000円で購入をしたいということで提案をしております。

○議長（溝口 泰章君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。あの国道からちょっと上り坂で、社会福祉協議会のために買うわけじゃないんでしょう。由布市のほのぼのの温泉施設等のために、両方供用になるんでしょうけど、買うということではよろしいんですね。

もういいです。わかりました。結構です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、3款民生費について、まず9番、小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 3款、36ページの小松寮事務費の工事請負費ですが、雨漏りによる屋根補修とトイレ改修、シートバリアフリー化、プレハブ倉庫解体というような説明があつて、342万8,000円上がっていましたが、民営化移行がもう決定をして、協定も結んだと聞いておりますが、民営化移行前の施設補修については、今回の340万円が打ちどめなんでしょうか。ほかにも何か補修工事があったのか。また、ここの補修工事については、その民営化の協定の中にうたい込んだ工事なのかどうか、そこら辺を教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） 小松寮長です。お答えいたします。

今回の工事費、342万8,000円につきましては、雨漏り等緊急性を要するもの、また移管先の寿永会や小松寮の保護者会との協議の中で発生したものとなっております。

ただ、議員さんが申されましたように、移管先とは12月1日に契約が締結されましたので、今後引き継ぎ等本格的に協議する中で、改修が必要な物件等が発生する場合もあろうかと思われまます。

また、移管までに設備の故障等で緊急的に修理をしなければならない場合も考えられますので、今後予算措置も必要と考えております。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） そうすると、今回の340万円は緊急性で、雨漏りが出たからということなんですけど、結構小松寮の施設改修って、そのたんびそのたんびに補正でよく上がって

くるんですね。今言われましたけれども、今後移管した後に、また雨漏りだの何だのっていろいろ出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうもの、例えば協議の中で今後市の負担でここまで改修をしてほしいとか、それから、あと改修するとしたら、こことここで費用負担がどのくらいだとか、そういうことは上がってるんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） お答えいたします。

雨漏りの工事に関しましては、平成24年より4年間かけてA棟、B棟、C棟を行っております。これで、今回の雨漏り工事につきましては、完了したものと考えております。

あとそれぞれの設備等につきましても、一応整備は完了してるものと見なしておりますけども、移管先との協議の中で、そういうことが発生しましたらばということで考えております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 最後、ちょっとごめんなさい、だんだんずれてきちゃいましたけど。今後もし発生したときには協議の上ということなんですけど、例えば指定管理者制度なんかのときには大規模な100万円以上は市が補修して、それ以下は管理者がやるとかうたい込んでますけれども、寿永会さんとは、今後何年間の間は幾ら以上とか、そういう協定内容があるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） お答えいたします。

そういう協定内容はございません。指定管理とは違います。

○議長（溝口 泰章君） 次に、5番、鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 36ページの3・4・21の11です。小松寮で光熱費が277万2,000円上がってますけども、これは今の時期になぜこういうふうな光熱費が上がってるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） 小松寮長です。お答えします。

この光熱費277万2,000円につきましては、当初予算で水道料の11カ月分が未計上であったためによるものです。

理由としまして、当初予算入力時において、入力を誤って一月分しか計上しなかったことによるものです。予算額のチェック体制が不十分なため、今回このようなミスが生じたこと、深く反省しておわびいたします。

○議長（溝口 泰章君） 鷺野弘一君。

○議員（５番 鷺野 弘一君） 今小林議員も言われましたけれども、小松寮は余りにもこういうふうな補正が多過ぎるということで、私もこれ何度もこの席で、小松寮はこういうふうな補正が多過ぎるということを言っておりますけれども、これは寮長自体が来られる前の予算だったというふうに思いますけれども、ちょっと余りに余りじゃないかというふうに思いますので、何か一つこれはちょっと考えをさせていただかんと、どうにもならんと思います。

○議長（溝口 泰章君） 答弁を求めますか。

○議員（５番 鷺野 弘一君） 答弁、ちょっとどういうふうなことから言ってください。

○議長（溝口 泰章君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） 私も予算執行状況等、今回綿密に調査、確認しておりませんでした。今後このようにないように、職員ともども注意してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、４款衛生費について、１０番、佐藤郁夫君。

○議員（１０番 佐藤 郁夫君） ３８ページの火葬場運営事業です。負補交の大分市葬祭場運営管理費で、これは今のこの１０万円実績と思うんですが、どうか。

それと、過去の実績はどのくらい使用されているのか、教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 環境課長。

○環境課長（田邊 祐次君） 環境課長です。お答えいたします。

最初の御質問ですが、１０万円計上しております件につきましてですが、大分市より当該年度の負担金の請求が１０月に来ますので、それに応じて１２月に補正ということで計上させていただいております。

それと、２点目のことにつきましてですが、由布市の火葬件数、平成２６年、庄内の雲浄苑が２７１件でございます。湯布院望岳苑が９３件でございます。

平成２７年１１月末現在ではありますが、庄内雲浄苑が１６３件でございます。湯布院望岳苑が６６件でございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 佐藤郁夫君。

○議員（１０番 佐藤 郁夫君） 私が聞いたのは、ちょっと大分市の部分で、いいです。それは後で聞きましょうかね。（発言する者あり）それは１回目としてください。

○環境課長（田邊 祐次君） はい、ただいまの１回目の質問にお答えいたします。

２点目でございますが、大分市葬祭場挾間分でございますが、平成２６年が６６件、平成２７年１１月末現在が大分市葬祭場の挾間分として５２件でございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 佐藤郁夫君。

○議員（１０番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。これなぜ私がこう申し上げるかと申しますと、ちょっといろいろ調べてみました。合併協定にこれはあるんですね。実は挾間町時代から、もう３０年ぐらいたつ、この契約をして。私が非常に心配してるのは、超高齢者社会になりまして、やっぱり物すごく葬祭場重なってるんです。そういう地域の方から、余りにも由布市としてやっぱり将来計画を含めてきちっとやっていただかないと、利便性も含めてですよ、やっぱり非常に家族として困ってるんですがねということも聞きました。

私がちょっといろいろ調べて見ましたら、合併協定の中に２５項第２に、環境対策ございます。いろんなことがあるにせよ、この新市においては、やっぱり市民のことを考えたときに、計画的なやはり環境基本計画をする中で、この部分を私はやっぱりきちっとすればよかった。

と申しますのは、大分市との恐らく覚書を、これ負担金だけじゃないごとあるんです。大分市の施設が老朽化して、都合できんときには、やっぱり応分の負担があるような形なんです。

これは覚書も私探してみましたが、なかなかございません。今回はやっぱりいろんなことがあります、雲浄苑と望岳苑、あそこの湯布院のどこ。やっぱり増炉というか、部屋をふやしてやっぱり対応するべき状況に私は来てるんじゃないかと。

こういうのは、やっぱりきちっとしないと、今からやっぱり市内の利便性、皆さんがやはりいろんなことで不便だという話を聞くもんですから、そういうところは課できちっと話して今まできたんかどうか、これだけちょっと教えてくれませんか。

○議長（溝口 泰章君） 環境課長。

○環境課長（田邊 祐次君） お答えいたします。

課といたしまして、まだこれまで調整会議等は、ちょっと協議等はしておりません。今後におきまして、事務調整を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 佐藤郁夫君。

○議員（１０番 佐藤 郁夫君） これは、課長最近になられました。前のやっぱり環境商工部長に最後聞きますけど、やっぱりこれは非常に私はこういう問題は、なかなか皆さん言えないんです。やっぱり火葬場に行ってそういう届け出したときに、ちょっと待ってくださいよという形じゃなくて、大分市に行っても、もう大変なやっぱり膨大な量があるそうです。

非常に家族の中では、やっぱりいろんな皆さんが核家族で、遠くに行ってる方どうございまして、非常に苦慮してる。したがって、こういうことも含めて、きちっとやっぱりこの市の保有財産の設置やら、いろんな今検討をされてると思うんですが、これもその中に入れて、きちっとした整備計画はやっぱりするべきじゃないかなと私思ってるんですが、部長どうでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。お答えいたします。

議員さんの御指摘を踏まえ、事務的にちょっと内容を精査をさせていただきます。そして調査を進めて、またお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ここで暫時休憩します。再開は14時05分。

午後1時54分休憩

.....  
午後2時05分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

次に、6款農林水産業費について、まず2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 42ページ、6・1・3・1・15、工事請負費245万2,000円について、工事の内容について教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長でございます。お答えをいたします。

この工事請負費245万2,000円の説明をいたします。

まず、この工事請負費につきましては、小松寮から北側へ約900メートルほど上に上りました庄内町大字中板屋地区にございます梨園、約1万3,500平米に植栽をされております約360本のナシの樹木の伐採と伐根、そして搬出、処分を行うものでございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） そうすると、この梨園は市営の梨園であったという理解をしてよろしいわけでしょうか。

もう一点は、梨園の伐採であれば、工事請負費でなじむのかと、委託管理ではないかなというふうに思ったりもしていますが、その辺どのような見解だったのかということ、2つ教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

まず、最初の御質問でございます。この当該地につきましては、由布市の所有地でございます。

それから、伐採についてでございますが、まず工事請負費が妥当か否かということでございますが、樹木の伐採、それから伐根、そして搬出处分までの一連の工程におきまして、重機それから運搬車等々用いましての一連の工事が伴うものでございましたので、私どもといたしましては、工事の請負費ということで計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） すみません。わからないのもう一回教えてください。

由布市営の梨園であったと、市が農地を持つことは可能であったというふうな理解でいいのかということと、普通樹木の伐採は、市有林とかは、例えば森林組合等に委託で、委託管理費で予算計上するべきではないかと思うんですけど、もう一度その財政課長でも構いませんが、工事費ではなく、梨園を伐採するのを、委託管理が私がベストと思います、委託費が。

それは工事費でなぜかということと、もう一回は市営の梨園であったと、小松寮とは関係なく、当時の合併前の庄内町が所有していた梨園を伐採するから、市の予算で工事費で組んだという理解をしておけばよろしいのか、もう一回確認のために農政課長、財政課長、可能なら教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） それでは、まず最初の御質問でございます。市営か否かという御質問にお答えをいたします。

梨園の面積約1万3,500平方メートル、6区画ございます。このうち3区画におきましては、本年11月に向陽学園さんのほうから賃貸借契約が切れたということで、由布市に戻ってきたものでございます。残りの3区画につきましては、現在小松寮が管理をしておる区画でございます。

以上で、最初の質問に答弁を終わりたいと思います。

○議長（溝口 泰章君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。この工事請負費につきましては、木を切って根まで掘ると。整地をするということで、造成工事まで入ってるということで、今回は工事請負費ということで上げております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） いいですか。次に、5番、鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 野上議員と重なるとは思いませんでしたけれども、1つお尋ね、農政課長、お尋ねしますけれども、この1万3,500平米の中で、さっき向陽学園が3筆、3区域持ってたというふうに言われましたけれども、これは向陽学園は3区画、小松寮のほうはこの中に土地はどのぐらいあったのか、教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 小松寮の面積でございますか。

○議員（5番 鷲野 弘一君） だから、その1万3,500の中に、これは向陽学園だけの土地

であったのかどうか、そのところをさっき小松寮が3区画って一言言われましたんで、一緒に入ってるのかどうか、そこをお教えてください。

○農政課長（伊藤 博通君） はい、入っております。この合計面積1万3,500平米の中に、小松寮の管理をしております3区画と、本年11月に返却、返還をというか、戻ってきました向陽学園さんから戻ってきました梨園地3区画、合計の6区画分でございます。

○議長（溝口 泰章君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） いや、それであれば、これさっき野上議員も言われましたけど、由布市が農地を持てるのかという、（発言する者あり）農地じゃないですか。いや、農地を持てるのかという、前に質問もしたことございますけれども、小松寮に関しては、一つの厚生をしていくための施設であるというふうに私も理解しておりますが、向陽学園に貸してた土地に関しては、これは由布市の土地だということで、どこが持ってるのかと言ったら、これは農政課が持ってるというふうに前にも言われました。

こうしたときに、ここの梨の伐採に関して、農政課が持ってる向陽学園に貸した土地に関しては、この費用わかりますけども、小松寮に関しては、小松寮の経費の中でこれは梨園の片づけをしなきゃ悪いかと思うんですけど、そこんとこの分別はどのようになっているのか、お教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

まず、農地の所有についてでございますが、市町村、由布市が農地を所有することの制限につきましては、議員さんおっしゃるとおりでございます。農地法の第3条第2項に規定をされているところでございます。

ただし、例外といたしまして、農地法施行令第6条におきまして、地方公共団体、都道府県を除くでございますが、その権利を取得しようとする農地または採草放牧地を、公用または公共用に供すると認められること、この条件に合致すれば、その制限が許されるというふうな規定がございます。

私どももこの規定を理解をしているつもりでございます。そして、あと向陽学園さんにつきましては、その一番当初契約をした経緯は、ちょっと私どもも探したんでございますが、その理由等々は、ちょっとまだ判明をできておりません。ただ、その契約書等が私ども農政課のほうにあり、そこが梨園、市の特産品としての梨園、生産団地の一角であるという認識のもとで、さきの議会の中で行政財産であるというふうに認識をしておりますとお答えをした次第でございます。

それと、あと小松寮の3区画の今回の合体をした計上についてでございますが、圃場につきましても一つ農道を挟んで隣り合っております。小松寮のほうから話がございました折に、経費削

減と申しますか、そういうところから一緒に農政課のほうで計上をとということでお話しをした結果、させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 梨を伐採した後、残った土地の利用法というのはもう何か企画されていると思いますけども、どのようにされているのか、お聞かせください。

○議長（溝口 泰章君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 伐採工事をした後でございますが、私どもといたしましては、今申し上げましたように庄内梨というものは、私ども由布市のブランドであり特産品であるというふうに考えております。そして、その特産品、庄内梨としての性質をどんどん多くの人たちに知っていただくためには、梨園地の流動化を図り、そして新規就農者を募り、その一大生産地としての梨園地を活性化していくというようなことが必要ではないかというふうに思っております。私どもといたしましては、今回、この伐採をした後の園地につきまして、新規就農者の研修園地、または現梨生産農家の方々の規模拡大のための園地、または今後、今検討されております梨の苗をつくる新しい技術方法がございます。そのための育苗の苗を栽培する園地、そうした梨園地として、そして庄内梨の発展のために、この圃場を使っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、8款土木費について、11番、淵野けさ子さん。

○議員（11番 淵野けさ子君） すいません、8款1・1・19、負補交の1,145万円、これは説明があったかどうかちょっと記憶にないんですが、どこでなぜ減額なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（溝口 泰章君） 建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） 建設課長です。お答えします。

ページ数は44ページでございます。この急傾斜地崩壊対策事業負担金減額1,145万円につきましては、現在、県が施行を行っております急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。現在、由布市内で5カ所事業を実施しております。旧町単位でいきますと、湯布院町で前田地区と旭通地区、それから庄内町でいきますと上小原地区と蛇口地区、それから挾間町で申し上げますと南田代地区、その5カ所が今現在事業を実施しております。今回の1,145万円の減額につきましては、県が国費の要望をしておりますけども、そこが満額つかなかったということが1点と、あとは事業予定地の用地交渉難航等がございましたので、その事業の減額ということで県のほうから伺っております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 渚野けさ子さん。

○議員（11番 渚野けさ子君） 用地交渉の減額なんですけども、今5地区の中のどの地区になるんですか、この減額の分は。

○議長（溝口 泰章君） 建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） お答えします。

一番最初に申しました湯布院の前田地区での用地交渉が難航というふうに伺っております。

○議長（溝口 泰章君） 渚野けさ子さん。

○議員（11番 渚野けさ子君） これは、じゃあ難航がうまく成立した場合はどうなるんですか、また上げる。

○議長（溝口 泰章君） 建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） 私も現地のほうは詳しくはございませんが、墓地等も実はございまして、どうしても事業ができない場合にはその事業につきましては県のほうも、確認はしていませんが、恐らく断念するのではないかとこのふうには思っております。

○議長（溝口 泰章君） 次に、10款教育費について、まず1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） これ10款2つ挙げていますので、2つ一緒に質問したほうがいいんですか。では、ページ数で言いますと、51ページの10の5の1の11でございます。学校給食費の修繕費の内容はどうなっていますかということと、55ページの10款7項2目13節の委託料で、B&G海洋センター施設管理事業の減額理由を教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（安部美佐子君） 学校給食センター所長です。

修繕費の110万円なんですけど、これはセンターの屋上に空調設備が8機ついています。そのうちに6機が夏の定期点検で不具合が出ました。温度センサーの修繕、交換等もろもろが必要になったためです。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（江藤 修一君） スポーツ振興課長です。お答えいたします。

今回のB&G挟間海洋センター閉鎖に伴います500万2,000円の減額でございます。B&G海洋センターは挟間と湯布院がございまして、両方でございますけども、主なものは挟間の海洋センター、一時休館に伴う受付監視業務の設計による減、また入札減、それから湯布院B&G海洋センターの入札減が主な要因でございます。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 51ページの分の学校給食費のことでお伺いいたします。空調設備の不具合ということでございますけれども、これ設置されたのはいつなんでしょうか。

それと、B&Gの方でございましてけれども、今課長の説明でこれ施設清掃管理費の委託料ということで、減額ということでよかったですか。

○議長（溝口 泰章君） まず、給食センター長。

○学校給食センター所長（安部美佐子君） お答えします。

センターは、平成21年度です。

○議長（溝口 泰章君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（江藤 修一君） お答えいたします。

施設清掃管理費の減でございます。海洋センター挟間と。

○議員（1番 太田洋一郎君） 設計をいつというのが入っていなかったんですか。

○スポーツ振興課長（江藤 修一君） 設計も入っております。設計減も入っております。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 施設清掃管理費の中に設計の減額というもの何かその中に盛り込むのはおかしいような気がするんですけど、それは問題ないんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（江藤 修一君） 実は、挟間B&Gの屋根改修工事が、前年度から今年度の頭にかけて閉所となりました。その時点では当初予算決定しておりましたので、開所日を精査した後に入札にかけたということですので、設計の見直しによる減もここで発生しております。及び入札減という形で大きな額となっております。

○議長（溝口 泰章君） 次に、9番、小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） ちょっと関連しますが、その前に3項目で48ページの学校教育事務局費の備品購入費、庁用器具費477万7,000円、詳細説明では新入生用の机と椅子を買うというようなことでしたけれども、これは新年度、28年度の新入生用の椅子を買うのかどうか。これって毎年この12月補正で来年度分を買うんですか、そこら辺教えてください。

あと2項目は、今の1番議員とかぶるんですが、給食センター、平成21年度に入れた空調設備、これメーカーの保証期間とかというのがどのくらいまであったのか、教えてください。

それから、B&Gですけれども、今の質問でちょっと出てきたのは、要するに工事の設計費の見直しや入札減を施設管理委託料から落としているというのはおかしいんじゃないかというところをちょっと、これ別項目の費目じゃないんですか。

それから、清掃管理の委託というのは、これ年度当初で1年間かけて委託するんじゃないかと思うんですけども、なぜそれが今ごろ補正で落ちたのか、そこら辺教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安部 文弘君） 教育総務課長です。お答えします。

先に机と椅子の購入につきましての御質問でございますが、これにつきましては平成28年度の  
の新生用と児童生徒の成長に合わせた体格に対応させるもの、また経年劣化による破損等に  
伴い入れかえるものでございます。来年度の人数を含めた児童生徒の状況や破損等の実情に  
即して購入し、来年度すぐに対応させるため、12月市議会での予算の補正をお願いする  
ものでございます。これは毎年、この時期にお願いをしておるものでございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（安部美佐子君） 保証期間については、大きいものというか  
全体の分は聞いていますが、小さい部品などは1年というふうに聞いています。

○議長（溝口 泰章君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（江藤 修一君） スポーツ振興課長です。

このB&Gの清掃管理業務でございますが、契約は長期継続契約、3年間の契約とな  
っております。今回、屋根の工事等がございましたので、1年目がことしでございま  
したので、6月11日から平成30年3月31日という長期契約となっておりま  
して、1年目のことしについては屋根工事の関係で2カ月半ほど設計を見直し  
して発注したという形になっております。

○議長（溝口 泰章君） 小林華弥子さん。

○議員（9番 小林華弥子君） 設計の入札減とか何とかって、屋根工事の工事  
入札が減だとか、工事設計が変わったという意味じゃなくて、3年間分の清  
掃委託の設計が変わった、要するに期間が短くなったという意味での減とい  
うことですか。

○スポーツ振興課長（江藤 修一君） でございます。

○議員（9番 小林華弥子君） わかりにくい。これ当初で2,000万円組んで  
いて、昨年の平成26年度が1,500万円だったんですね。平成26年度が1,500  
万円で、今年度が2,000万円で、500万円ぐらい上がっているなって思っ  
ていたら、たまたま開いていない時期があったんで去年と同じぐらいになっ  
ているんですけど、これ年間の積算、3年分を割って毎年計上しているん  
ですか。

ごめんなさい、学校の机と椅子は中身はわかったんですけども、ちょっと  
これ今のいる子どもたちの成長に合わせての分もあわせてということなん  
ですけど、こういうのはちょっとよくわからないんですけど、財政的に例  
えば新年度の、要するに28年度の入学生のためのものを今から買って  
おくというのを今年度の予算に上げていいものかどうか。例えば、債務負  
担行為か何か組んでやるとか、そういうことじゃないんですか、ちょっと  
そこら辺よくわからないんですけど、

教えてもらえればと思います。

○議長（溝口 泰章君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 今年度中に一応買いそろえます。4月に間に合わせるといことありますから、時期的なものは12月の補正でないと、もう3月の補正では準備ができませんので、どうしても必要数を把握するためにもこの時期でないとなかなか当初からというわけにはいきませんので、毎年この時期にお願いをしております。ですから、4月になって購入するわけではございません。今年度中に購入は行います。

○議長（溝口 泰章君） スポーツセンターはいいですね。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（江藤 修一君） お答えいたします。

前回、3年契約の部分での契約ですが、確かに請負契約予算も少なかったという部分はございました。今回、設計するに当たりいろんな調査等々、設計に関していろいろ調査をいたしました。物価の上昇等々で設計をいたしました結果、設計自体がかなり高い設計になったということもございまして、それで予算計上いたしましたという形でございます。

○議長（溝口 泰章君） これで、議案第78号についての質疑を終わります。

---

日程第16. 議案第79号

日程第17. 議案第80号

日程第18. 議案第81号

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第16、議案第79号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第81号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）まで質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいまの議案第67号から議案第81号までの議案15件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

---

追加日程第1. 請願・陳情について

○議長（溝口 泰章君） お諮りします。本日、請願1件を受理しております。この請願1件を日

程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、請願1件は追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長にその請願の朗読を求めます。

○事務局長（溝口 隆信君） 議会事務局長です。お手元の請願文書表により朗読をいたします。

なお、請願者、紹介議員につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号23、件名、「湯布院メガソーラ合同会社による旧リック・スプリングバレーに於けるメガソーラー建設計画」について。請願者、リック・メガソーラー対策協議会代表肥後正徳外10名。紹介議員、小林華弥子。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました受理番号23の請願は、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。委員会での慎重審議をお願いいたします。

----- . ----- . -----

○議長（溝口 泰章君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、17日午前10時から、各委員長報告、討論、採決を行います。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

午後2時33分散会

-----